

# 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会 資料 【本編】

2023年6月12日

日本証券業協会  
投資信託協会  
全国証券取引所協議会

1. 確定拠出年金制度における証券業界・資産運用業界の役割と取組み	P.2
2. 第21回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会で示された「今後の検討における主な視点(例)」に対する証券業界・資産運用業界としての考え方	P.13
3. 視点①「国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築」に関する項目	P.17
4. 視点②「私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備」に関する項目	P.24
5. 視点③「制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備」に関する項目	P.32
【参考資料】私的年金(確定拠出年金制度)と資産形成支援制度について	P.42

# 1. 確定拠出年金制度における証券業界・資産運用業界の役割と取組み

## 1. 確定拠出年金制度における証券業界・資産運用業界の役割と取組み

### 日本証券業協会

全国の証券会社を構成員とする社団法人として1973年7月に設立。金融商品取引法(第67条の2第2項)の規定により内閣総理大臣の認可を受けた認可金融商品取引業協会であり、2023年5月現在、会員(証券会社等)273社、特定業務会員(株式投資型クラウドファンディング専業会社等)12社および特別会員(銀行等)201機関をもって組織される。

### 投資信託協会

投資者の保護を図るとともに、投資信託及び投資法人の健全な発展に資することを目的として、1957年に設立。投資信託委託会社等を会員とする金融商品取引法上の自主規制機関(第78条第1項:認定金融商品取引業協会)であり、2023年5月現在で、会員会社数は正会員(投資信託・投資法人の運用を行う投資運用業者)205社及び賛助会員39社で組織される。

### 全国証券取引所協議会

全国の証券取引所を構成員として、1979年2月に発足。全国の証券取引所相互間の連絡協調を図り、証券取引所の機能発揮、証券市場の健全な発展に資することを目的に活動。現在は、日本取引所グループ(子会社として、東京証券取引所、大阪取引所)、札幌証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所により構成。

### <証券業界・資産運用業界における企業型DC、iDeCoへの取組み状況>

#### 1 主な証券会社による運営管理機関としての取組み

##### (1)企業型DCの受託状況

加入者数 81.1万人、規約数 737規約、資産残高 1兆8,670億円 (2023年3月。日証協調べ)

##### (2)iDeCoの受託状況

加入者数 168.1万人、資産残高 1兆8,201億円 (2023年3月。日証協調べ)

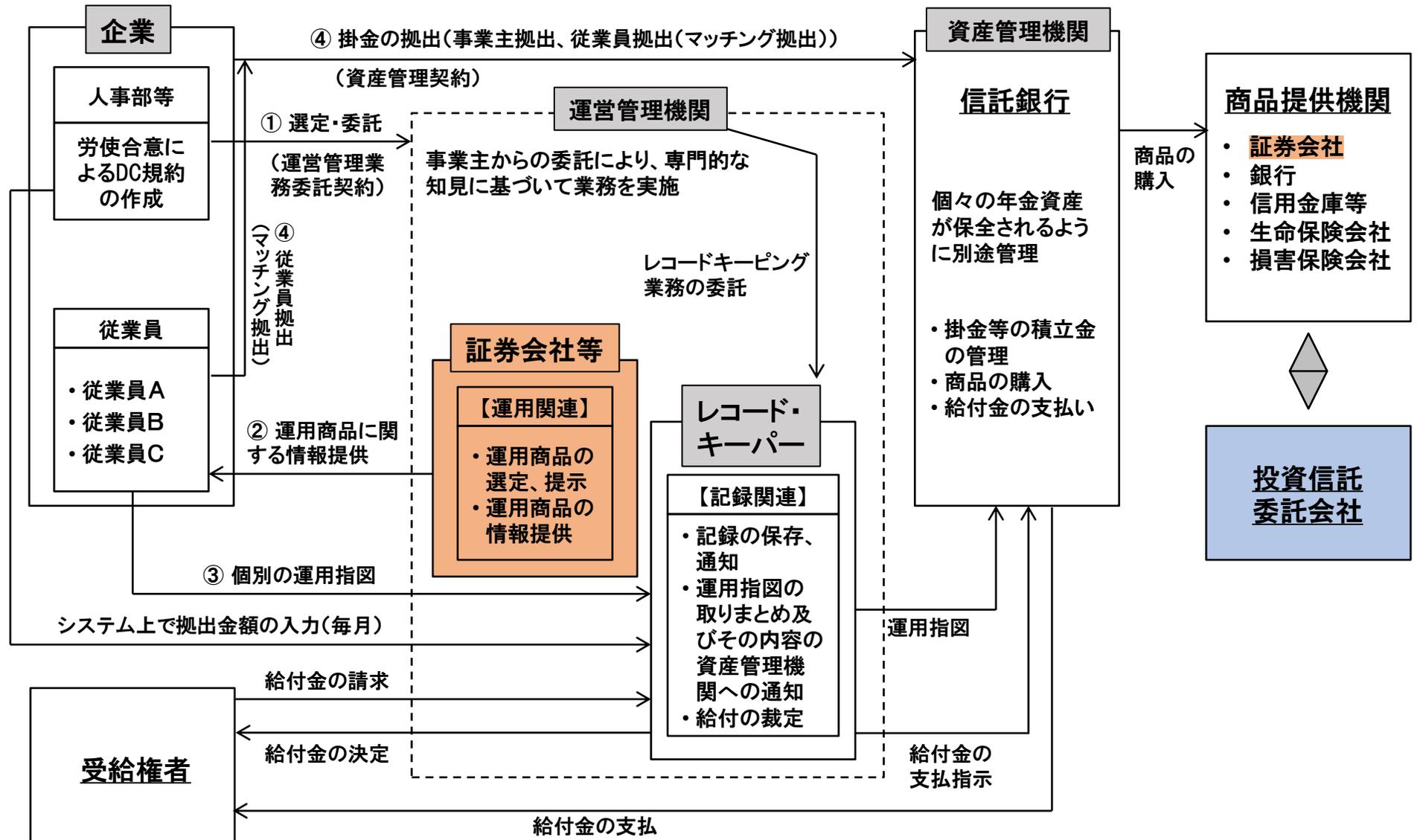
#### 2. 投資信託委託会社によるDC専用ファンドの提供

純資産総額 9兆6,628億円 (2023年4月。投資信託協会による推計)

#### 3. 上記の三団体は連携して、企業型DC及びiDeCoの普及拡大に向けた広報、金融経済教育活動を推進

# 1. 確定拠出年金制度における証券業界・資産運用業界の役割と取組み

## —企業型DCのサービス提供者と役割の概要

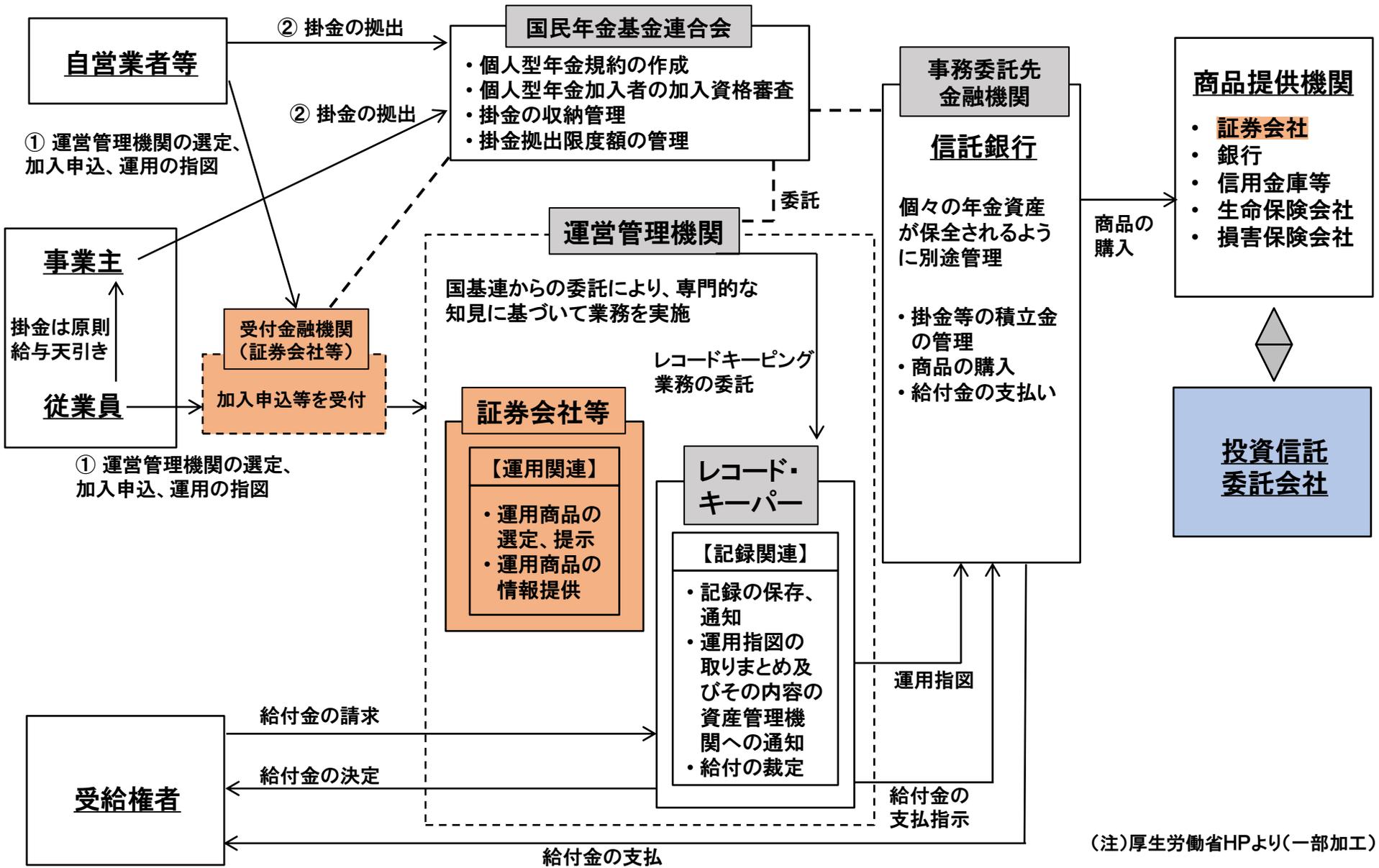


(※) 運営管理機関は、資産管理機関及び商品提供機関を兼ねることが可能。また、事業主は運営管理業務を行うことが可能

(注)厚生労働省HPより(一部加工)

# 1. 確定拠出年金制度における証券業界・資産運用業界の役割と取組み

## —iDeCoのサービス提供者と役割の概要



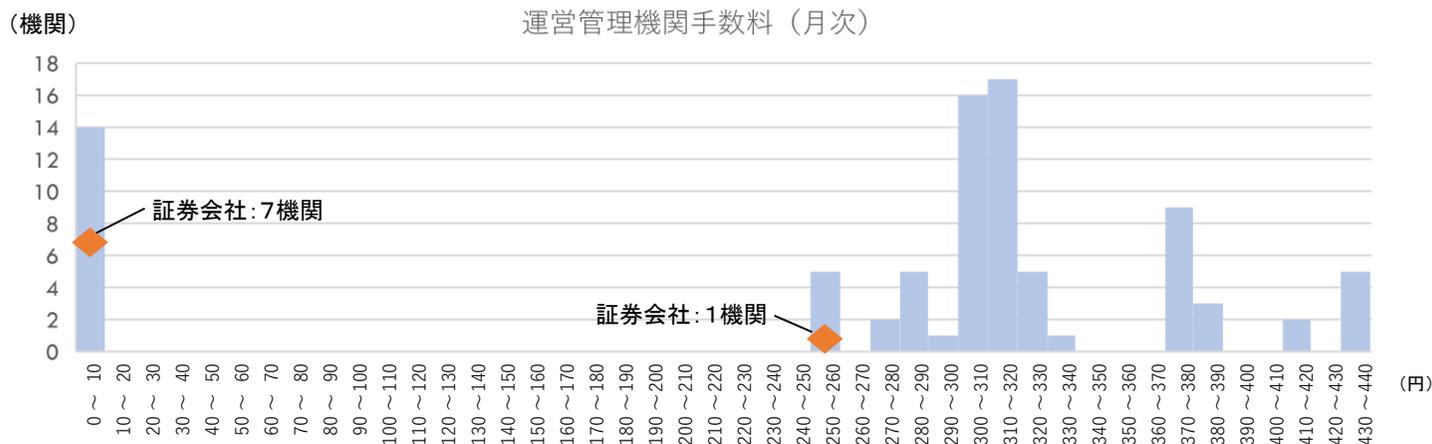
(注)厚生労働省HPより(一部加工)

# 1. 確定拠出年金制度における証券業界・資産運用業界の役割と取組み —iDeCoに関する手数料の現状

- iDeCoの運営管理機関となっている証券会社は、現在8社である。  
各社は、運営管理機関としての事務に係る手数料を無料又は低水準に設定。  
➡iDeCo加入のハードルを下げている

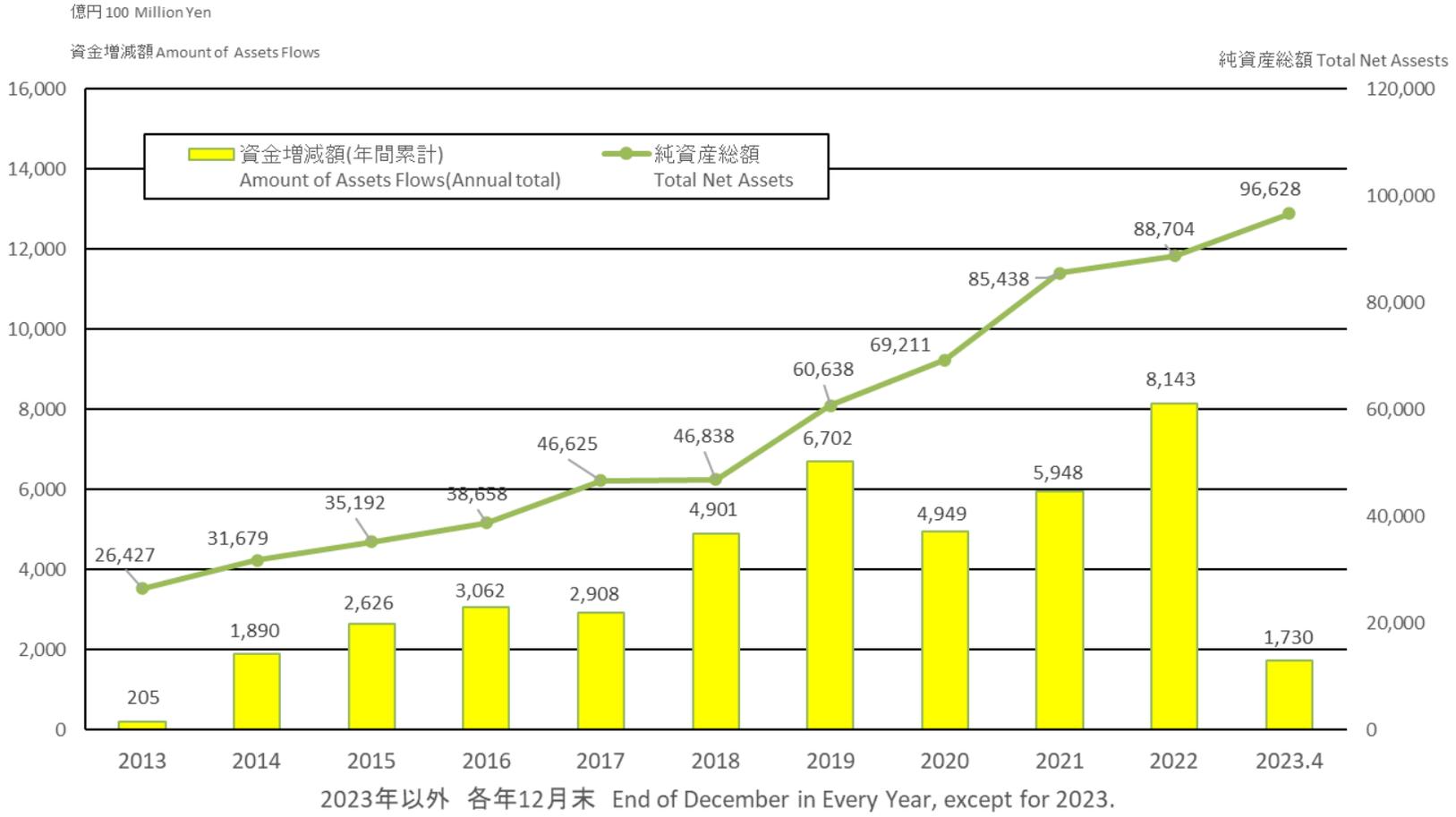
## □ iDeCo加入者にかかる定期的な手数料

対象	手数料<税込>	
国民年金基金連合会	月額:105円 (年額:1,260円)	一律
事務委託先金融機関 (信託銀行)	月額:66円 (年額:792円)	ほぼ一律
運営管理機関	月額:0円~440円	※ 300円台が多い ※ レコードキーパーへの手数料(約200円)は運営管理機関への手数料に包含されている。



# 1. 確定拠出年金制度における証券業界・資産運用業界の役割と取組み

## ーDC専用ファンドの純資産総額・資金増減額



2022年1月公表分より抽出方法を変更し、DC専用ファンドのみを対象としています。  
 Target funds, which are formed for DC only, are selected. This alteration is from January, 2022.  
 データは推計ベースであり、その正確性を保証するものではなく、今後変更されることがあります。  
 The figures are based on estimated data, therefore, we don't ensure those accuracy. And the figures are subject to change in the future.

(出所) 投資信託協会

# 1. 確定拠出年金制度における証券業界・資産運用業界の役割と取組み —「確定拠出年金入門」(日証協)

➤ DCIについて分かりやすく解説した小冊子・電子版「確定拠出年金入門」を制作・提供

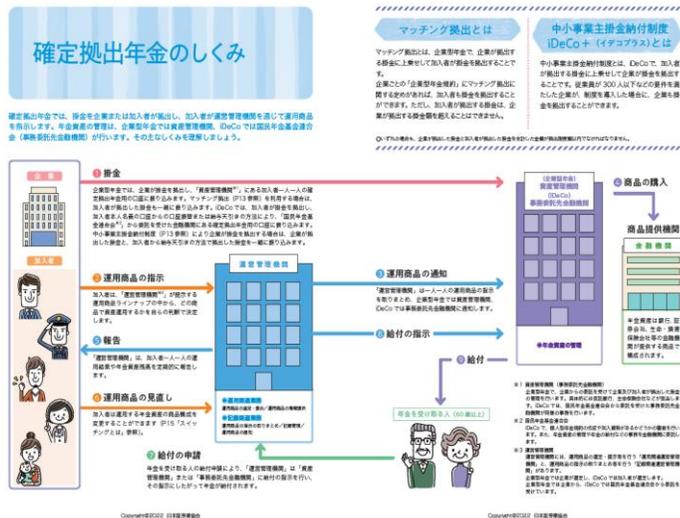
## ● 冊子提供

[2021年度:3,417部、2022年度:4,253部]

## ● 電子提供

(電子書店ダウンロード数) [2021年度:2,166件、2022年度:1,905件]

(PDF閲覧数) [2021年度:2,524件、2022年度:4,843件]



# 1. 確定拠出年金制度における証券業界・資産運用業界の役割と取組み —主催セミナー(日証協)

➤ 投資未経験者・初心者を対象とするセミナーを、全国向けライブオンラインセミナー及び地域に特化した対面式、非対面式、ハイブリッド等により開催

- 証券投資に関する基礎知識(「お金の計画」や「長期・積立・分散」等)と併せて、DCについて解説
- iDeCo・NISAにフォーカスしたセミナーも開催



[2021年度:11,276名(30回)(見逃し配信視聴数:15,073回)]

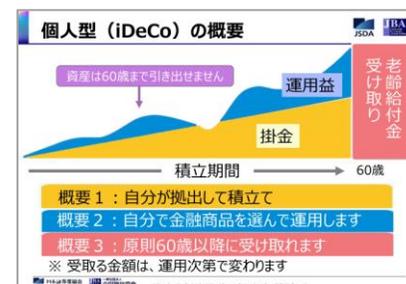
[2022年度: 8,123名(16回)(見逃し配信視聴数:18,478回)]



➤ 学校の教員を対象としたセミナー(ライブオンライン)の実施(全銀協との連携)

- 教員自身の資産形成・資産運用を考える機会の提供と実体験に基づいた教育の一助となるべく実施したセミナーにおいて、iDeCoについても解説。

[2022年度:580名/(見逃し配信視聴数:1,873回)]



# 1. 確定拠出年金制度における証券業界・資産運用業界の役割と取組み—企業型DC担当者向け講演会(投信協)

共催: 投資信託協会、(株)東京証券取引所  
 (日本取引所グループ)  
 NPO確定拠出年金教育協会  
 後援: 金融庁、厚生労働省



視聴期間: 9月1日～30日  
 (期間内いつでも視聴可能)

【実績】  
 延べ視聴数 1,464回

※当協会HPに  
 講演レポート掲載



## プログラム構成

- 「企業型確定拠出年金カンファレンス2022秋」
- 挨拶「社会課題の解決に向けて“投資”の2つの目的」  
 一般社団法人 投資信託協会 会長 松谷 博司
- 特別公演  
 「2022年改正事項を踏まえて  
 企業型DC担当者として行うべきこと」  
 NPO法人確定拠出年金教育協会 理事 大江 加代 氏
- 講演  
 「DC商品モニタリングのポイント」  
 マーサー・ジャパン株式会社 プリンシパル 青木 大介 氏
- パネルディスカッション  
 「加入者に届く、効果を生む継続投資教育とは  
 ～成功のコツ・失敗を避けるヒントを学ぶ～」  
 パーソルテンプスタッフ 堀 実 氏  
 ライフアセットコンサルティング 菱田 雅生 氏  
 NPO法人確定拠出年金教育協会 理事 大江 加代 氏
- ◆挨拶「今こそ『継続投資教育』の再確認を」  
 株式会社東京証券取引所  
 取締役専務執行役員 小沼 泰之氏  
 (役職は当時のもの)

# 1. 確定拠出年金制度における証券業界・資産運用業界の役割と取り組み

## — 一般事業会社 (DC・iDeCo+導入検討企業) 向け講演会 (投信協)

主催: 投資信託協会、全国地方新聞社連合会  
開催地新聞社  
(福島民報社、東奥日報社、熊本日日新聞社)  
後援: 金融庁、厚生労働省、金融広報中央委員会  
各地方財務事務所 (福島、青森、九州財務局)  
全国信用金庫協会、全国地方銀行協会、  
全国労働金庫協会、日本証券業協会、  
共同通信社  
(福島のみ、福島県商工会議所連合会)



### プログラム構成

#### ■挨拶

投資信託協会 会長 松谷 博司 氏

#### ■第1部

FPによる税優遇制度 (iDeCo、iDeCo+、DC) の説明

「制度を活用して会社も社員もハッピーに！」

ファイナンシャルプランナー 山中 伸枝 氏

#### ■第2部

iDeCo+導入企業、DC導入企業とFPのパネルディスカッション

「実際はどうか? 導入先輩企業、本音トーク！」

地場企業の導入企業の経営者や役員

ファイナンシャルプランナー 山中 伸枝 氏

(役職は当時のもの)

### 【実績】

福島: 10月26日(水)参加者 80名

青森: 11月2日(水)参加者 100名

熊本: 11月29日(火)参加者 70名

※第1部はアーカイブ公開

再生回数 835回

(12月23日~5/30現在の回数)

その他各新聞社に採録掲載



# 1. 確定拠出年金制度における証券業界・資産運用業界の役割と取組み— JPXマネ部！ラボ(日本取引所グループ)

日本取引所グループが展開する  
金融経済教育の統一ブランド



➤ 「JPXマネ部！ラボ」として、「すべての世代に金融教育を」をコンセプトに5つの「マネ部！」を展開し、DC・iDeCoを含む資産形成に関する研修・セミナー等を実施

社会人  
向け

(職域研修)

 **出張マネ部!**

■ 受講者数：約6,100人 (約100回)

企業の従業員向けに、東証社員が講師となってライフプランや資産形成、年金制度、DC・iDeCoの仕組み等を解説



(資産形成解説メディア)

 **東証マネ部!**

■ 月間平均閲覧数：約140万ページビュー

若年層を意識した記事・サイト構成で、お金に関する知識や資産形成を解説。DC・iDeCoに関する記事も多数配信



(セミナー)

 **セミナーマネ部!**

■ セミナー視聴数：約35万人 (約120回)

社会人向けに、資産形成の重要性等を中心にセミナーを開催。「初心者のためのiDeCoデビュー講座」などの動画も配信



学生  
向け

(対象：小・中・高校生)

 **スクールマネ部!**

■ 小中高受講者数：約3,700人 (約50回)

小・中・高校生向けの授業支援のほか、親子や教員向けのセミナーを実施



(対象：大学・大学院生)

 **キャンパスマネ部!**

■ 大学受講者数：約7,500人 (約100回)

大学生向けに金融経済や証券市場等について授業を実施。ライフプランをテーマとして年金制度についても解説



**2. 第21回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会で示された「今後の検討における主な視点(例)」に対する証券業界・資産運用業界としての考え方**

## 2-1. 第21回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会で示された「今後の検討における主な視点(例)」

### 私的年金制度に関する今後の検討における主な視点

- ・ 働き方やライフコースの多様化・高齢期の就労拡大・企業年金の実施状況の低下など制度をとりまく現状
- ・ 昨年の部会における意見やこれまでの政府としての取組

等を踏まえると、例えば、以下のような視点から検討していくことが考えられるのではないか。

#### 【経済・社会の変化】

現役	老後
✓ 働き方・ライフコースの多様化、転職者の増加、高齢期の就労拡大・多様化	✓ 高齢期の長期化
✓ 生産年齢人口の急減とそれに伴う人手不足の深刻化	✓ 長期化に伴う老後生活へのニーズの多様化
✓ 高齢期の長期化による資産形成への意識・機運の高まり	

#### 【経済・社会の変化と私的年金制度】

- ・ 多様な働き方の中で、**早期から継続的に資産形成を図ることができるようにする**
- ・ 個々の事情に応じて、**多様な就労と私的年金・公的年金の組合せを可能にする**

#### 【今後の検討における主な視点(例)】

- ① **国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築**  
(→ 加入可能要件、拠出限度額、受給方法などの拠出時・給付時の仕組み等)
- ② **私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備**  
(→ 制度のわかりやすさ、手続等の簡素化、企業年金等の普及促進(特に、中小企業)、周知広報等)
- ③ **制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備**  
(→ 投資教育・指定運用方法の検証、自動移換金対策、運用体制・手法の検証、従来制度改正で提起された課題等)

(2023年4月12日 第21回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会 資料1より。赤枠は日証協にて追加)

## 2-2. 「今後の検討における主な視点(例)」に対する証券業界・資産運用業界としての基本的な考え方

第21回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会において示された「今後の検討における主な視点(例)」に対する証券業界・資産運用業界としての基本的な考え方は次のとおり。

今後の検討における主な視点(例)	証券業界・資産運用業界としての基本的考え方
<p><b>視点①</b> 国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 企業年金制度全体での拠出限度額の分かりやすさの確保</li><li>● DC制度の拡充による恩典を十分に享受できていない、就労環境が悪化したなどの要因により拠出額が少額にとどまる退職準備世代における高齢期の給付水準の確保</li><li>● 幅広い生き方・働き方に応じて個人の老後資産の形成を後押しすることで、個人ごとのライフコースに応じた自助努力の支援の公平性と中立性を保つことが重要</li></ul>
<p><b>視点②</b> 私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 国民各々が想定する高齢期の生活水準を維持するためには、公的年金に加え、自助努力などによる高齢期の所得確保が重要</li><li>● 私的年金の加入の有無により高齢期の資産所得確保のための自助努力の機会の水平的な公平性が損なわれることのないようにする必要</li></ul>
<p><b>視点③</b> 制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 高齢期の私的年金(資産所得)確保の観点からは、長期・積立・分散投資効果を得られるような商品選択が重要</li></ul>

## 2-3. 「今後の検討における主な視点(例)」に対する証券業界・資産運用業界としての具体的な考え方

### 第21回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会で示された「今後の検討における主な視点(例)」に関する具体的な考え方

<b>視点①</b> 国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築	1. 加入可能年齢及び受給開始年齢上限の引上げ	P.18
	2. 拠出限度額の更なる拡充	P.19
	<u>3. 退職準備世代に対して追加の拠出枠(キャッチアップ拠出)を設けること</u>	P.20
	4. 生涯拠出枠と自由度の高い年間拠出限度額の導入	P.21
	5. その他 ・ マッチング拠出の弾力化 ・ 老齢給付金の受給要件の緩和 ・ DCに係る特別法人税を撤廃すること	P.22
<b>視点②</b> 私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備	<u>1. iDeCoの各種手続き簡素化・迅速化、マイナンバー活用も含め事務手続き効率化</u>	P.25
	2. DCへの拠出可能額をねんきん定期便等に見える化	P.26
	3. 中小事業主掛金納付制度の対象企業の要件を緩和すること	P.27
	<u>4. DCへの自動加入・オプトアウトの仕組み検討</u>	P.28
	5. その他 ・ 中途引出要件の緩和 ・ 国民年金の第3号被保険者がiDeCoに拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること ・ 財形年金貯蓄からiDeCoへの移換を可能とすること ・ 中途退職に伴う退職一時金について企業型又はiDeCoへの移換を可能とすること	P.30
<b>視点③</b> 制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備	<u>1. 指定運用方法の実績にもとづく検証と見直し</u>	P.33
	2. 運営管理機関による加入者への個別の投資アドバイスを可能とすること	P.38
	3. 資産の取崩しと運用を両立するための投資教育、制度整備等を行うこと	P.39
	4. 運用指図者や自動移換者への投資アドバイス、教育の方策等を検討すること	P.40

(下線はサマリー編にも掲載した項目)

**3. 視点①「国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築」に関する項目**

## 3-1. 加入可能年齢及び受給開始年齢上限の引上げ

## iDeCoの加入可能年齢の引上げ

- 現行(2022年5月以降)、加入可能年齢は企業型DCが70歳未満、iDeCoが65歳未満。
- 改正高年齢者雇用安定法により、70歳までの就業確保措置が努力義務とされた。

⇒ 今後、高年齢者の勤労意欲と、高年齢者の豊富な経験、卓越した技術、優れた知見の活用ニーズを結びつける制度的対応として、iDeCoの加入可能年齢の拡大を検討すべきではないか。

【参考】第20回社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料抜萃(2022年12月7日)「資産所得倍増プランを踏まえた今後の対応について」

① iDeCoの加入可能年齢の引上げについて

・iDeCoの加入可能年齢について、就業機会確保の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、70歳まで引き上げることとする。詳細な要件等については、働き方・ライフコースが多様化する中で、幅広い方々が公平に老後生活に備えることができる環境をつくることを基本として検討し、次期年金制度改正において、所要の法制上の措置を講じる。

## 受給開始年齢上限の引上げ

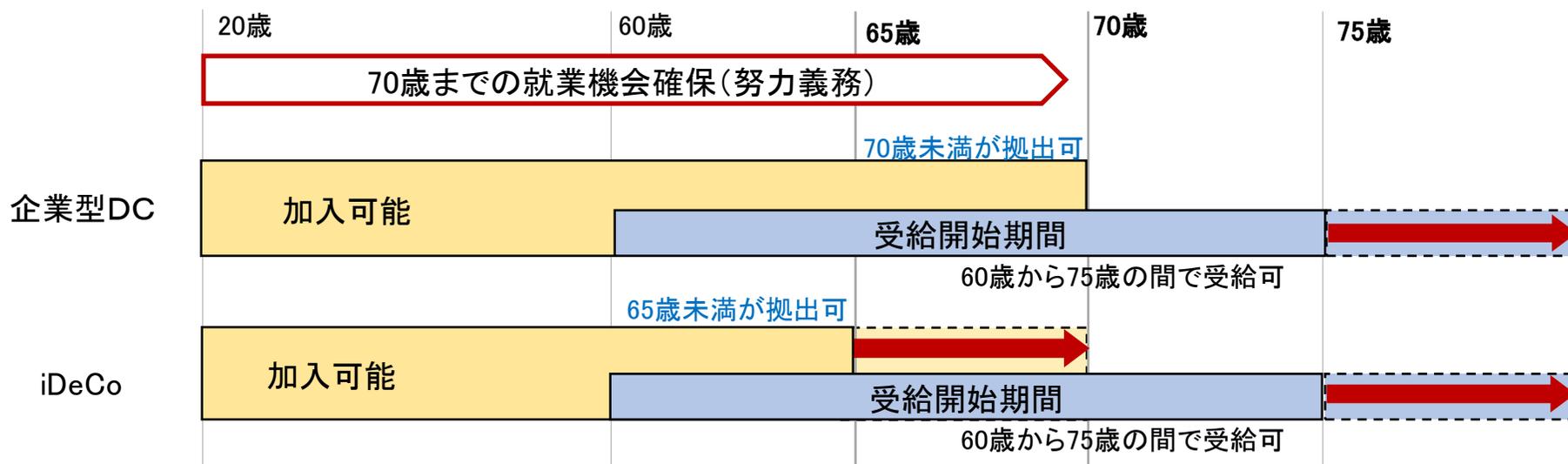
- 70歳まで加入可能となった場合(企業型DCは既に加入可能)、受給開始までの期間が短いと十分な拠出・運用ができない可能性がある。

⇒ 掛金拠出と運用を一定期間確保するためにも、企業型DC及びiDeCoの受給開始年齢の引上げが重要

【参考】第20回社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料抜萃(2022年12月7日)「資産所得倍増プランを踏まえた今後の対応について」

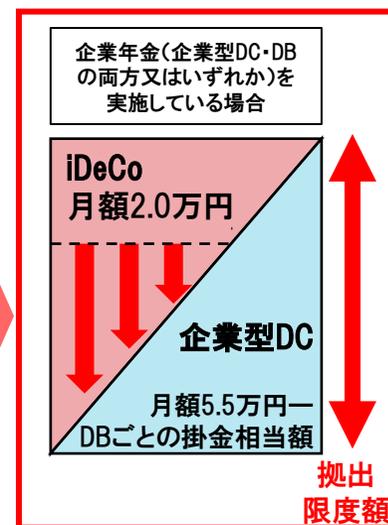
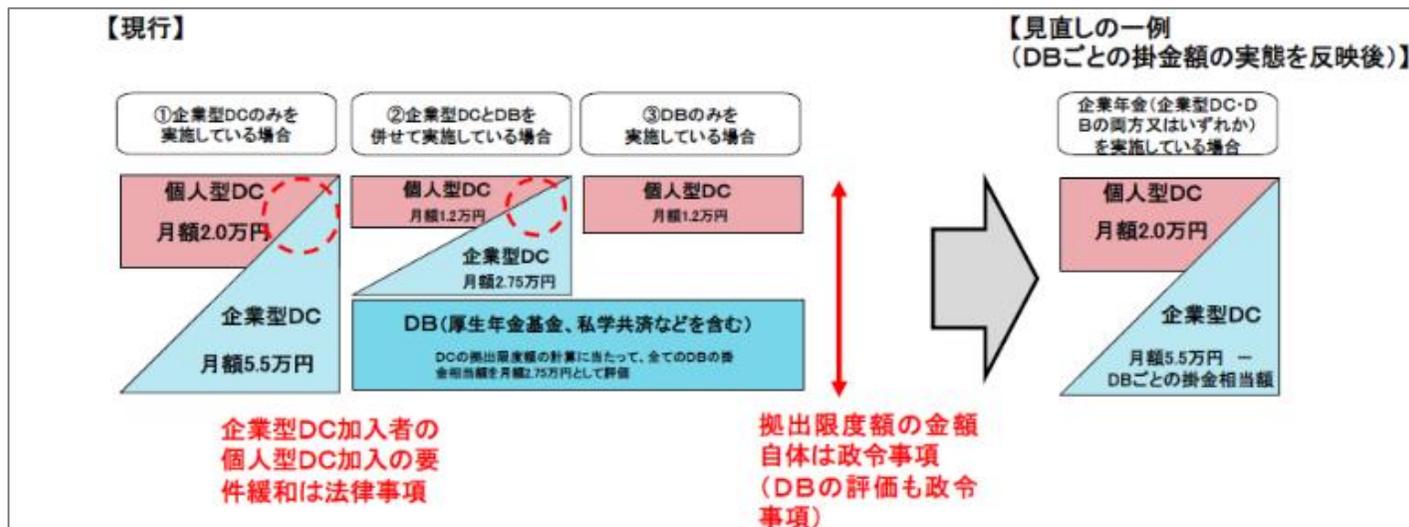
② iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて

・iDeCoの受給を開始できる年齢の上限を引き上げることについて、iDeCoの加入可能年齢の引上げを踏まえ、老後の所得確保のための制度として掛金拠出と運用を一定期間確保する観点から、次期年金制度改正に向けて検討を行っていく。



### 3-2. 拠出限度額の更なる拡充

- 高齢期における給付水準を確保する観点からは、企業年金の拠出水準が低い場合こそ、iDeCoの拠出を充実させることが重要。自助努力に対する支援の更なる公平性の確保に向けた見直しが期待される。
- 同時に、企業年金制度全体での拠出限度額の分かりやすさを確保することも重要。
- iDeCoの拠出限度額は、2024年12月には、企業年金加入者のiDeCoの拠出限度額が2万円に統一されるとともに、確定給付年金(DB)等の他制度掛金相当額を反映した限度額への改正が予定されており、累次の制度改革が行われてきているが、**企業型DC、DB、iDeCoの三制度をトータルに見た場合の更なる公平性確保のため、例えば、三制度合わせた拠出限度額から事業主掛金額(企業型DC・DB)を差し引いた金額をiDeCoの拠出可能額としてはどうか。**
- **更に、今後行われる公的年金の財政検証を踏まえ、高齢期に必要な年金所得水準を確保するための拠出限度額の引上げも重要**



(出所) 第12回社会保障審議会企業年金・個人年金部会(2020年7月9日)

### 3-3. 退職準備世代に対して追加の拠出枠(キャッチアップ拠出)を設けること

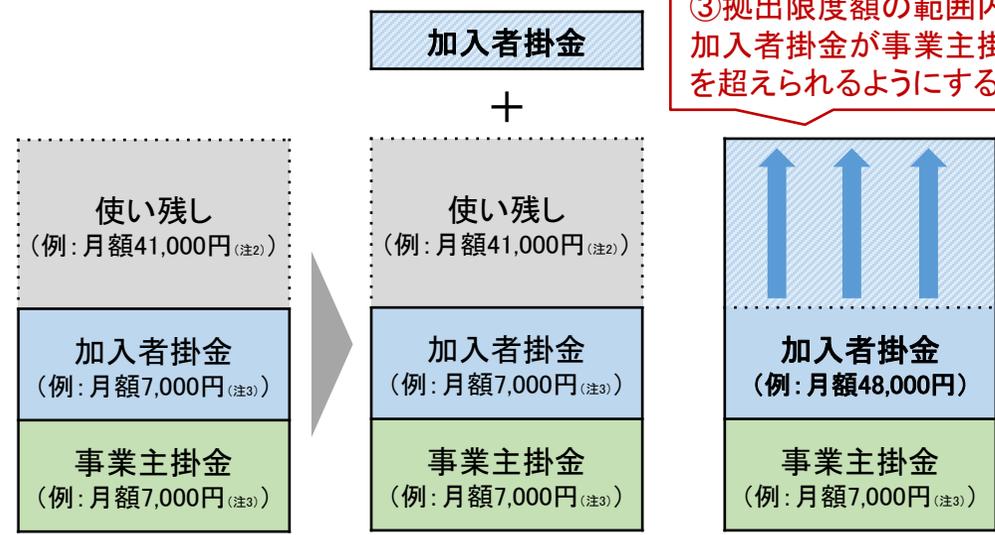
- ▶ 我が国では、加入者掛金額が事業主掛金額を超えられないという制約や就労状況の悪化等により拠出額が少額にとどまる加入者(特に団塊ジュニア世代)は退職後に向けた資産形成が不十分なおそれがある。2017年のiDeCoの加入可能範囲拡大により実質的に追加の拠出枠が設けられたものの、拠出限度額の範囲に限られる。
- ▶ 米国では、401(k)プラン等において、50歳以上の加入者に対し、企業型については年7,500ドル(注1)分、個人型については年1,000ドル(注1)分の追加的な拠出枠(キャッチアップ拠出)が付与。

**⇒我が国においても、一定年齢以上の加入者に対して、これまでの制度拡充の恩恵を享受できるようにするため、拠出限度額に加えて一定額の追加拠出(キャッチアップ拠出)枠を設ける必要があるのではないか。**

企業型DC

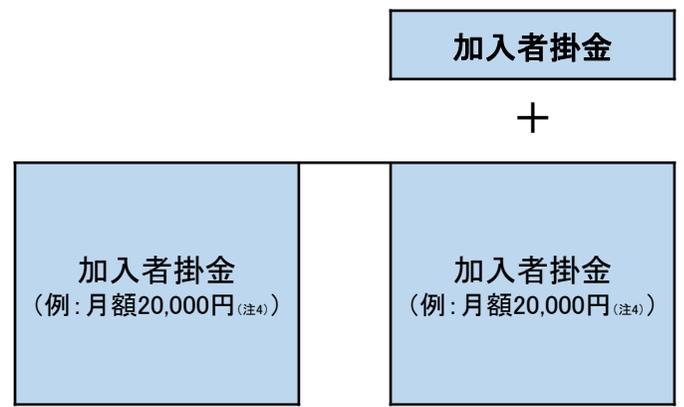
- ①一定額の追加の拠出枠を設定
- ②過去の未使用分に応じて個別に追加の拠出枠を設定

③拠出限度額の範囲内で加入者掛金が事業主掛金額を超えられるようにする



iDeCo

- ①一定額の追加の拠出枠を設定
- ②過去の未使用分に応じて個別に追加の拠出枠を設定



(注)1. 2023年時点。

2. 当該企業型DC以外の企業型年金制度に加入していない者を前提。

(注)3. 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2021年3月末)」の「1人あたり掛金額」を参考に設定。

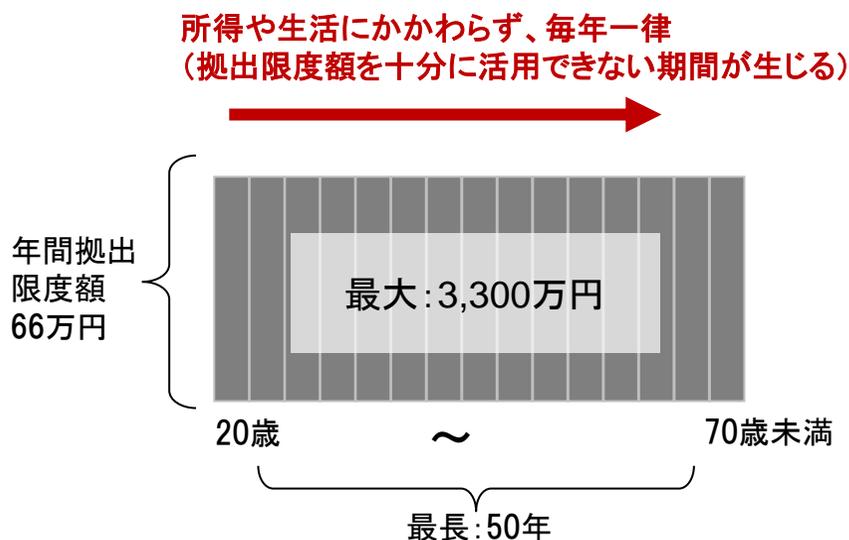
4. 企業型DC以外の企業型年金制度に加入しておらず、拠出限度額まで掛金を拠出している前提。

## 3-4. 生涯拠出枠と自由度の高い年間拠出限度額の導入

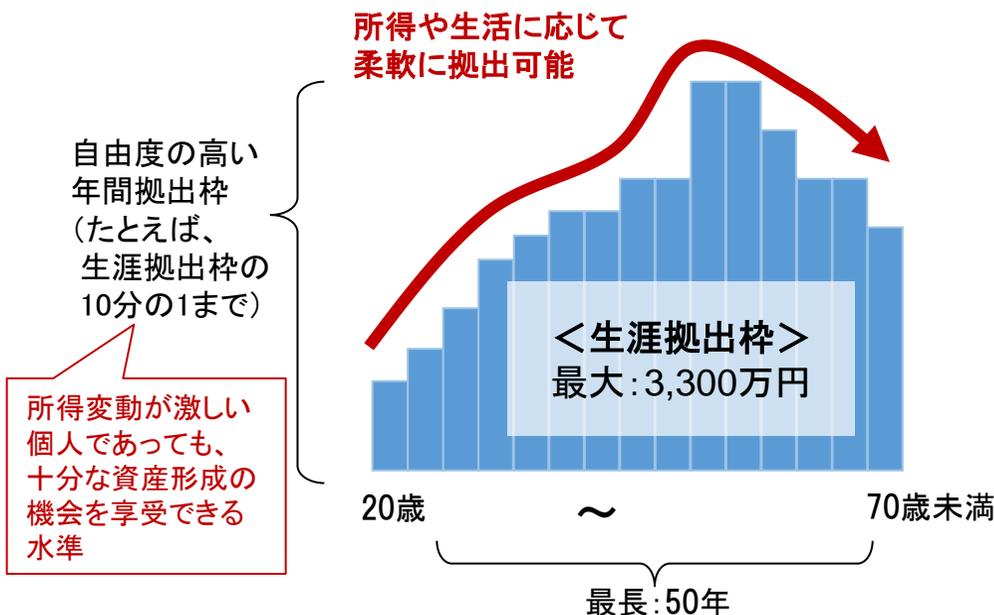
- 現行のDC制度は毎年一律の年間拠出限度額が定められている一方、個人ごとの所得は就労期間にわたって一律ではなく、変動する。
- ライフコースが多様化している現状も踏まえると、幅広い生き方・働き方に応じて個人の老後資産の形成を後押しする制度の整備により、個人ごとに「自助努力の機会の公平性」を保つことが可能となる。
- 現行制度では、生涯にわたり最大3,300万円(企業型年金加入者の場合)の拠出が可能となっていることを踏まえ、同等の生涯拠出枠の範囲内で、所得の低い期間に拠出を減らし、所得の高い期間に拠出を増やすことができれば、自助努力の機会を最大限に活用できる。

⇒ 所得の変動を前提とし、生涯拠出枠(現行制度上の拠出限度額を毎年活用した場合に相当する額)と、自由度の高い年間拠出枠(例えば生涯拠出枠の10分の1)の導入を検討してはどうか。

現行の拠出限度額(企業型年金加入者の場合)



生涯拠出枠、自由度の高い年間拠出枠



### 3-5. その他

#### 企業型

#### ● マッチング拠出の弾力化

- 現行制度では、従業員は事業主掛金を超える金額を拠出できないため、若年層など事業主掛金が少額にとどまる場合、拠出限度額の使い残しが生じてしまい、自助努力による資産形成が阻害されている。
- ⇒ 従業員に対してDC加入のメリットを訴求し、自助努力のインセンティブ向上につなげる観点から、事業主掛金の額にかかわらず、**拠出限度額内のマッチング拠出を可能とすべきである。**

現 行	月間拠出限度額 (27,500円)	要 望
使い残し		加入者掛金 (0~19,000円)
加入者掛金 (0~8,500円)		
事業主掛金 (例:8,500円)		事業主掛金 (例:8,500円)

現行では事業主掛金を上回ることができず、加入者掛金の水準が事業主掛金に左右され、使い残しが生じてしまう

事業主掛金の額にかかわらず、合計で月間拠出限度額まで加入者拠出を可能とする

### 3-5. その他

企業型  
iDeCo

#### ● 老齢給付金の受給要件の緩和

**通算加入期間に関わらず60歳から受給可能、もしくは、要通算加入期間を2分の1としてはどうか**

現行	通算加入期間	10年以上	8年以上	6年以上	4年以上	2年以上	2年未満
	受給可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(注) 60歳以上75歳未満の者は、通算加入期間の要件を満たしていなくても、加入日から5年を経過をした日以後から受給開始が可能。



案	通算加入期間	5年以上	4年以上	3年以上	2年以上	1年以上	1年未満
	受給可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

企業型  
iDeCo

#### ● DCに係る特別法人税を撤廃すること

現行	特別法人税：積立金に対して、1.173%(毎年) ～2026年3月末まで課税凍結
----	---



案	特別法人税を撤廃
---	----------

#### <参考> 確定拠出年金制度の各国比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時	非課税 (所得控除)	非課税	非課税	非課税	非課税
運用時	課税 (特別法人税)	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税 (公的年金等控除、退職所得控除)	課税	課税	課税 (収益部分)	課税

**4. 視点②「私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備」に関する項目**

<iDeCoの加入拡大に向けた事務手続きの簡素化について>

- iDeCoは煩雑な事務手続きが、その普及のハードルになっている。
- 2024年12月には、従業員のiDeCo加入時・転職時における事業主証明書の発行や年1回の現況確認の廃止が予定されているなど改革が進められているものの、老後へ備えるための手段が国民に広く平等に普及するためには、もう一步進めてiDeCoにおける事務手続きを簡素にする必要がある。

**⇒ マイナンバーを活用することにより、iDeCoにおける事務手続きを簡素化する方策も検討してはどうか。**

【参考】資産所得倍増プラン抜萃(2022年11月28日)

5. 第二の柱:加入可能年齢の引上げなど iDeCo 制度の改革

③iDeCo の手続きの簡素化

○なお、NISA と併せて、iDeCo についても、各種手続きの簡素化・迅速化を進め、マイナンバーカードの活用も含め事務手続きの効率化を図る。

【参考】第20回社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料抜萃(2022年12月7日)「資産所得倍増プランを踏まえた今後の対応について」

③iDeCoの手続きの簡素化について

・令和6年12月から、加入時・転職時の事業主証明書及び年1回の現況確認を廃止するとともに、併せて、さらなる簡素化・デジタル化に取り組んでいく。また、NISA・iDeCoの口座開設の簡素化についても、金融庁における検討を踏まえ取組を進めていく。

**【具体的なスキーム案:日本年金機構におけるマイナンバーの利用を参考】**

- ① 国民年金基金連合会等において、基礎年金番号とマイナンバーを紐づけて管理等を行っていただく。
- ② 金融機関の受付窓口では加入申込みにマイナンバーを利用する(金融機関が別に管理しているものも利用可能)。
- ③ 国民年金基金連合会等がJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)の本人確認情報を利用していただければ、加入者にとって都度の住所変更の手続き等が不要になる。

国民年金基金連合会 申中 届書コード 01011 事務処理センター用

個人型年金加入申出書 1枚目

●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。●選択項目の□にはし点を記入ください。●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の両側余白に訂正事項をご記入のうえ、訂正印を押印してください。

1. 申出者 全ての加入申出者をご記入ください。▼加入者白の書き方

フリガナ ネンキン イチロウ 基礎年金番号 11234-567890

氏名 年金 一郎 印

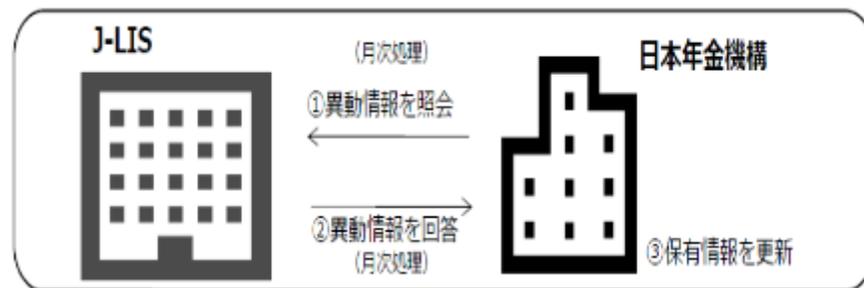
生年月日 平成 4911006 性別 □男 □女

フリガナ トウキョウト マルマルク サンカクサンカク1-23 サンカクシカクビル 連絡先電話番号 (12)

住所 〒123-4567 東京都〇〇区△△1-23-45 □□ビル 3456-7890

(注)記載ミスや金融機関の受付窓口では  
分からないことが多い基礎年金番号から、  
マイナンバーの利用へ

日本年金機構で保有する情報の更新イメージ



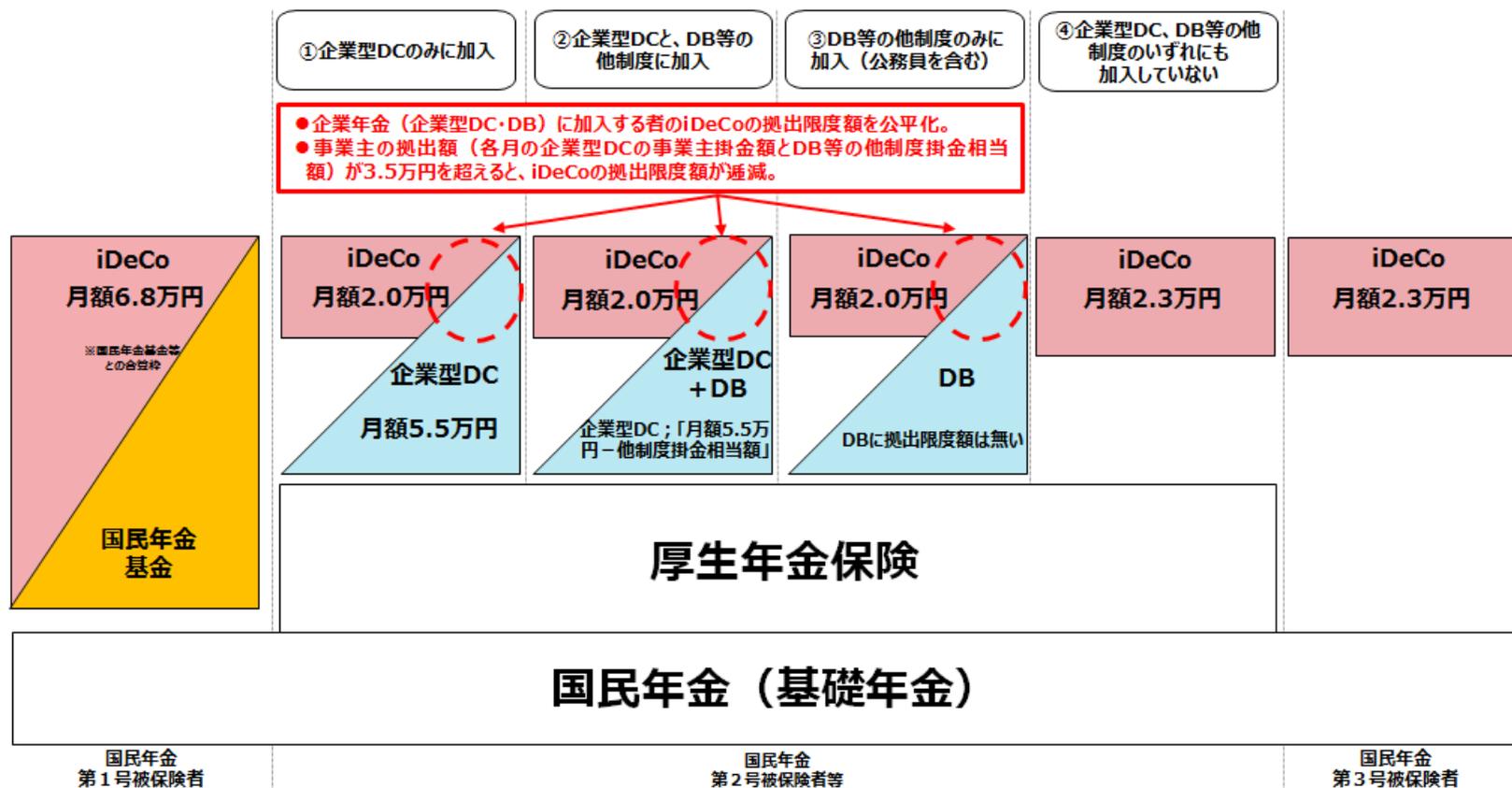
(出所)日本年金機構HPより引用

## 4-2. DCへの拠出可能額をねんきん定期便等に見える化

➤ DCへの拠出可能額は他制度加入状況や事業主の拠出額（企業型DCの事業主掛金額と確定給付年金等（DB）の他制度掛金相当額）による。

⇒ 国民にDCへの加入や拠出を促すため、各自のDCへの拠出可能額をねんきん定期便等に表示し、見える化してはどうか。

### DC拠出可能額（2024年12月以降）



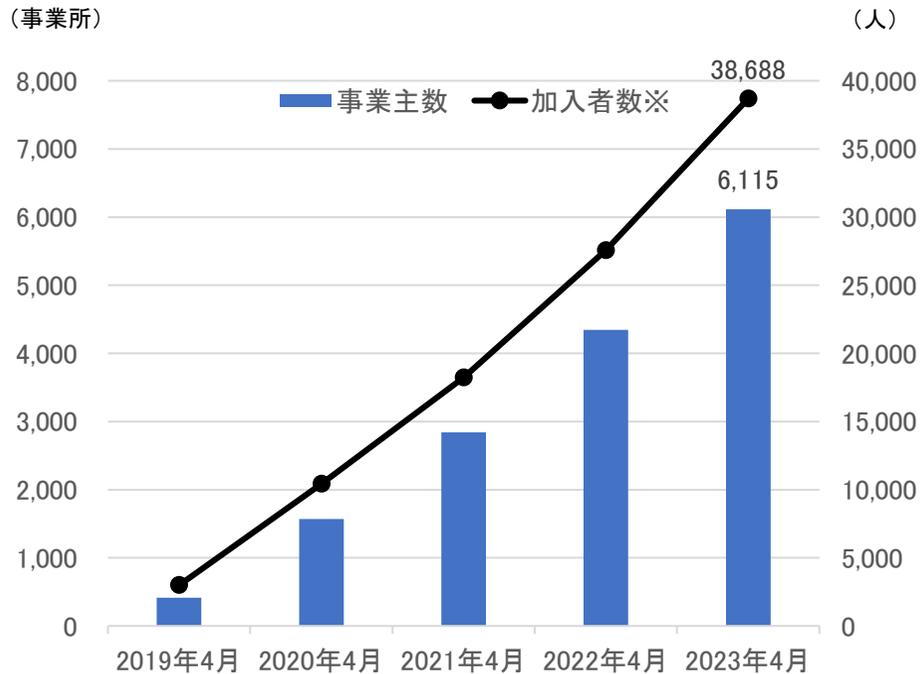
## iDeCo 4-3. 中小事業主掛金納付制度の対象企業の要件を緩和すること

➤ 2018年5月の制度開始以降、中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の実施企業は順調に増加しており、また、2020年10月からは従業員300人以下の企業まで対象が拡大されたことにより実施企業数は一層の増加を見せているが、従業員300人以上であっても退職給付制度がない企業は一定数存在している。

⇒退職給付制度のない企業に勤める従業員の老後の資産確保は喫緊の課題であり、iDeCo等を通じた自助努力だけでは老後の備えが不十分な可能性が高い。

⇒退職給付制度の導入は困難だが、従業員の支援は行いたいと考える企業が広く制度の対象となるよう、**中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の対象企業に係る従業員規模の要件を緩和するべき。**

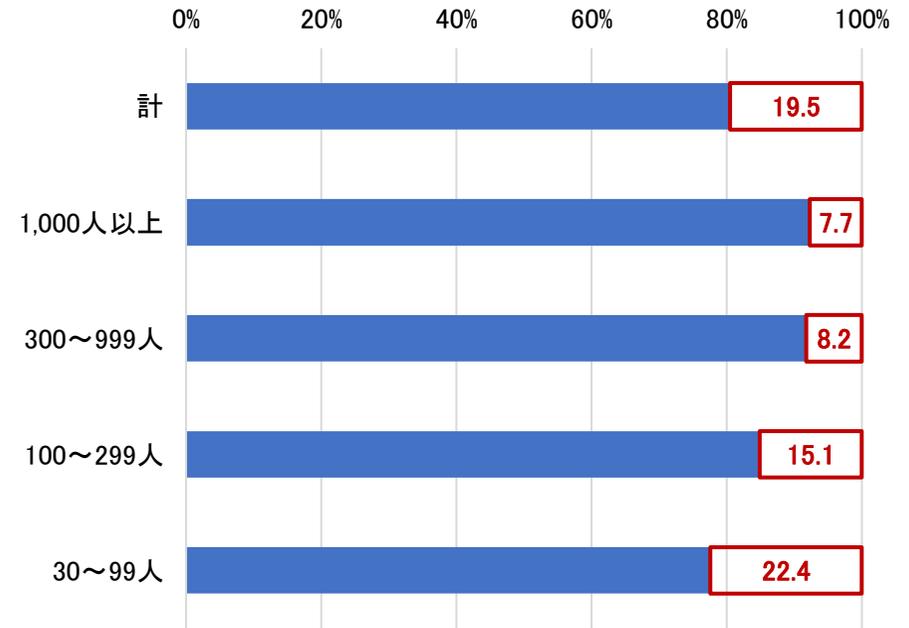
【iDeCo+の導入状況】



※iDeCo+申請時における加入予定者を計上

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の状況」2019年～2023年分より

【従業員規模別の退職給付制度実施状況(2018年)】



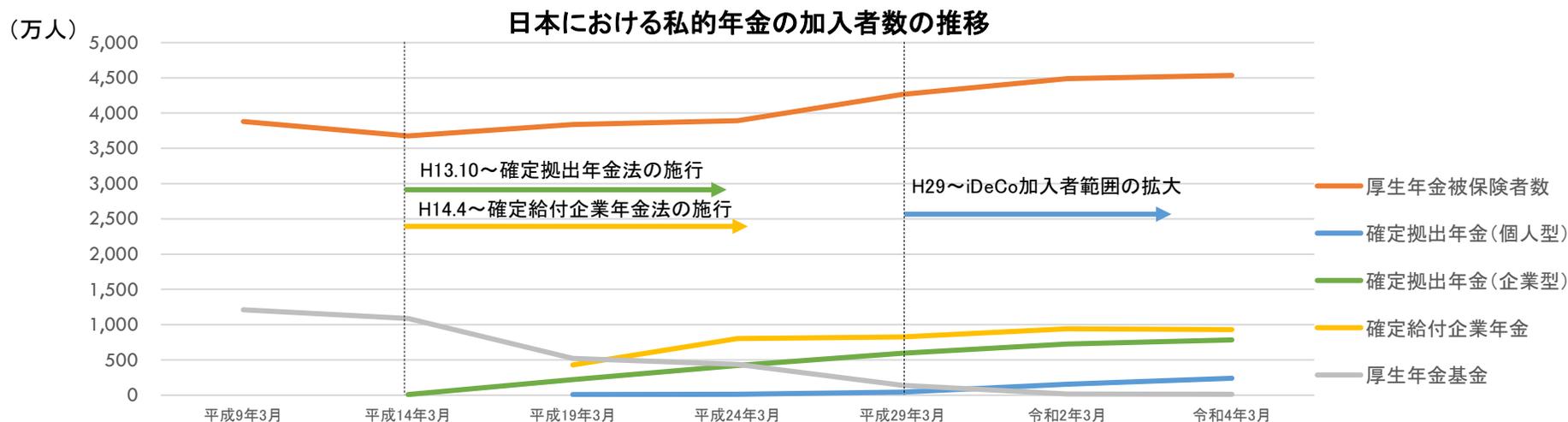
■退職給付(一時金又は年金)制度がある □退職給付制度がない

(出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」

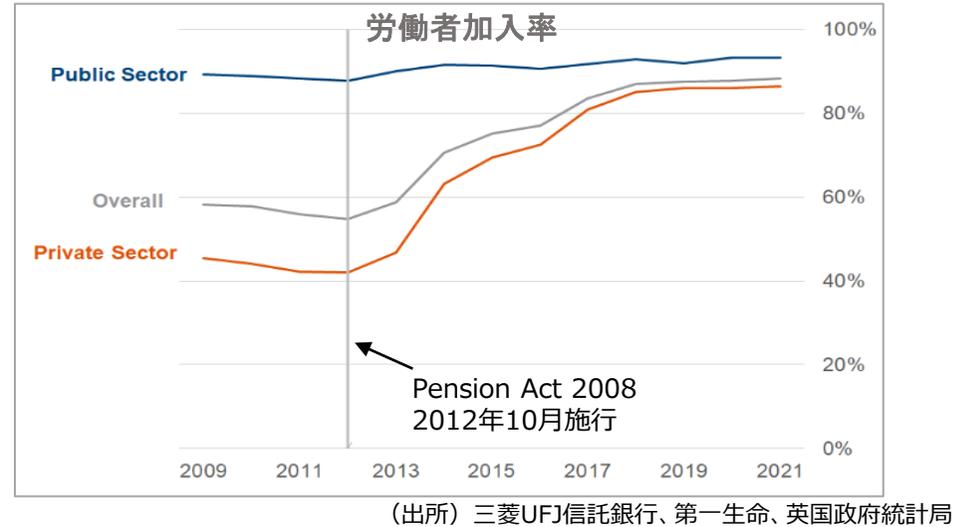
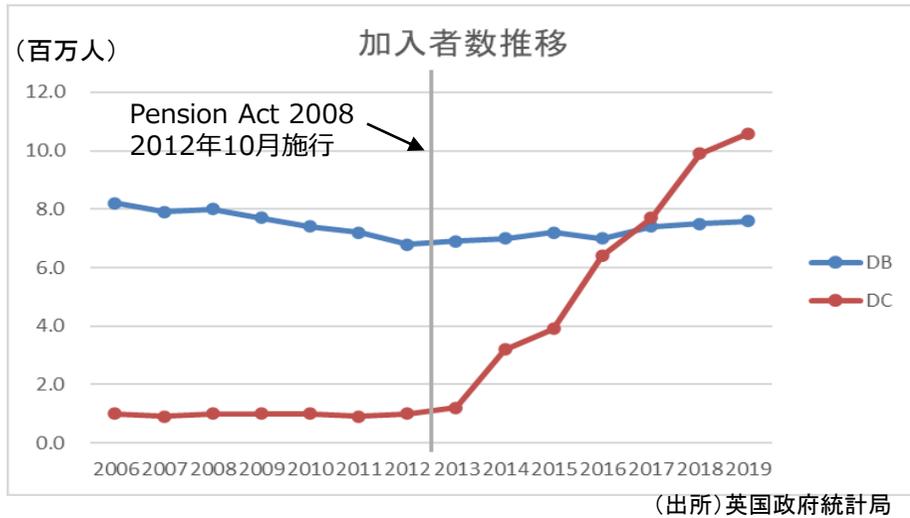
## 企業型 4-4. DCへの自動加入・オプトアウトの仕組み

- 日本では、企業年金加入者が増加しつつあるものの、依然として未加入者数は多く、厚生年金被保険者のうち、約2,350万人が未加入。
- 英国では、原則全ての企業に企業年金の実施を強制し、企業に給与の3%相当以上の拠出(従業員拠出・税控除分と合わせ8%以上の拠出)が義務化され(従業員の任意脱退は可能)、デフォルト運用方法の設定が義務化されている(運用商品の変更可能)。中小企業向けに用意されたNEST(簡易な確定拠出年金制度)では、事業主は一時費用やランニング費用はかからず、加入手続きもオンラインで簡易に可能。
- オーストラリアは、1992年に確定拠出年金制度である「スーパーアニュエーション」を導入。全ての企業に企業年金の実施を強制し、企業は給与の10.5%の拠出(毎年0.5%引上げられ、2025年7月以降は12%)が義務付けられている。2022年7月より、18歳以上の従業員については労働時間/給与額にかかわらず全員加入対象となった(18歳未満は週30時間以上勤務又は雇用主と契約書を交わした場合のみ)。正規社員だけでなく、パートタイム労働者などの短時間労働者や外国人労働者などの一時的にオーストラリアで働く者も対象。拠出時、運用時にそれぞれ15%の軽減税率が適用(残高300万豪ドル未満)。引出時は原則非課税。

⇒日本でも、英国・オーストラリアを参考に、原則全ての企業に対し、従業員を私的年金に加入させることを義務づける自動加入の仕組みを導入することで、より多くの労働者が老後に向け「資産所得」を得る制度整備を検討してはどうか。なお、従業員が自動加入を希望しない場合には、英国における制度と同様、加入しないことを選択(オプトアウト)できるようにすることも考えられる。

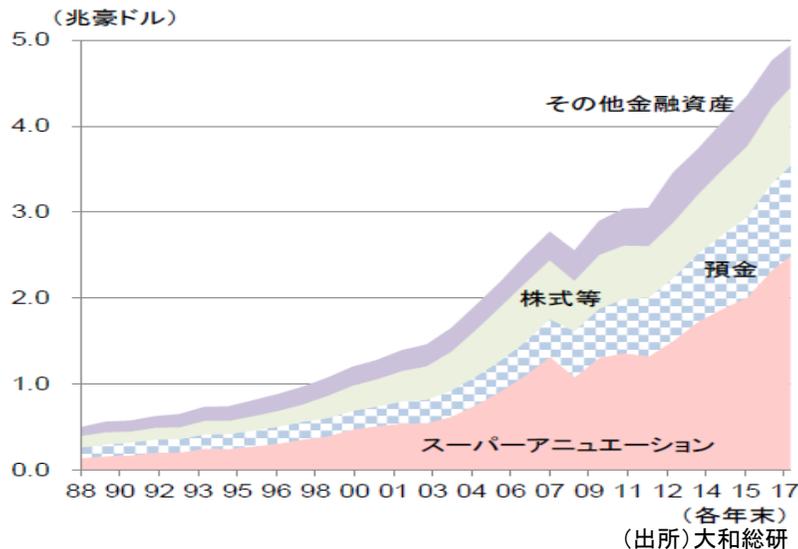


### 英国における私的年金の加入者数の推移と労働者加入率

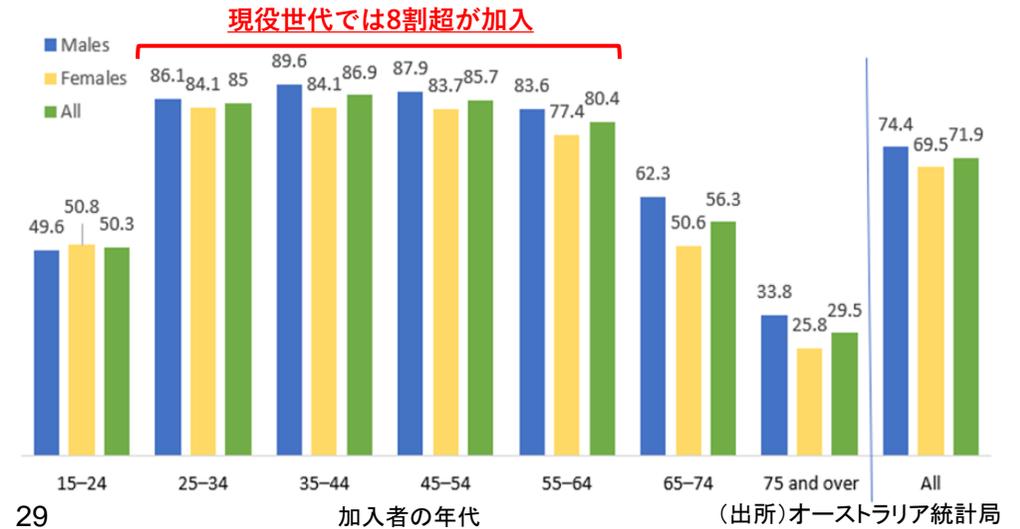


### オーストラリアの確定拠出年金の残高推移と加入率

#### オーストラリアの家計金融資産残高と構成割合



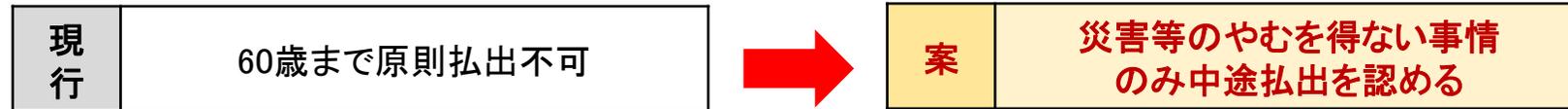
#### オーストラリアの年代別加入者率(2017-2018年)



## 4-5. その他

企業型  
iDeCo

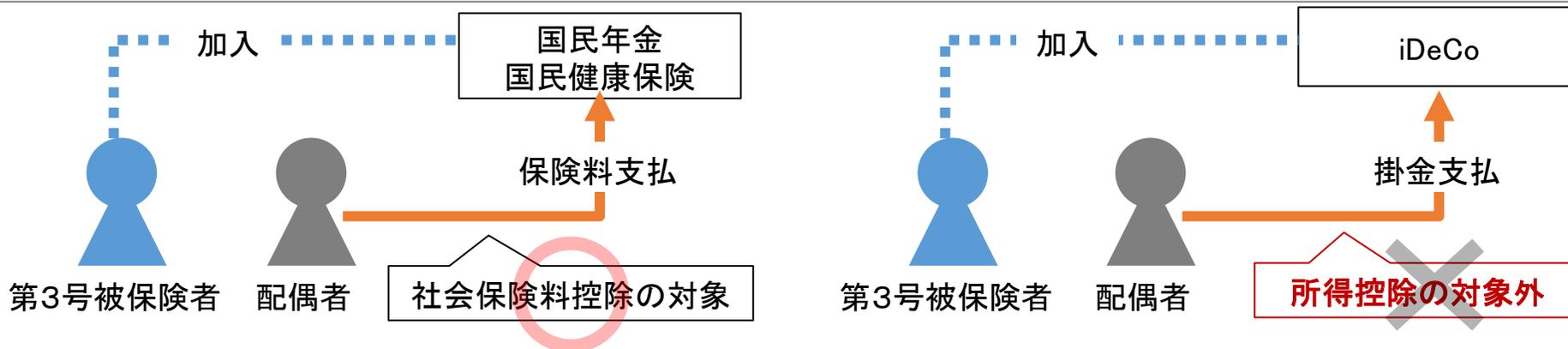
### ● 中途引出要件の緩和



企業型  
iDeCo

### ● 国民年金の第3号被保険者がiDeCoに拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること

- iDeCoは、加入者が拠出する掛金の全額が所得控除の対象となるが、課税所得がない第3号被保険者はそのメリットを享受できない
- ⇒ iDeCo加入者の裾野を広げ、自助努力による老後資金の確保を促すため、**例えば、社会保険料控除と同様に、第3号被保険者のiDeCo掛金を配偶者等が拠出した場合には、当該配偶者等の課税所得から控除できるようにする。**



企業型  
iDeCo

### ● 財形年金貯蓄からiDeCoへの移換を可能とすること

- 主に預金で運用する財形年金貯蓄は、超低金利の状況では、将来に向けた資産形成への寄与は低いものと考えられる。
- ⇒ 将来に向けた積極的な資産運用のために、**財形年金貯蓄の残高(解約金)からiDeCoへの移換を可能とする。**



## 4-5. その他

企業型  
iDeCo

### ● 中途退職に伴う退職一時金について企業型DC又はiDeCoへの移換を可能とすること

- これまで制度間の年金資産の移換(ポータビリティ)については数回にわたる法改正により改善が行われたところだが、企業年金制度がない企業に勤めていた従業員に関しては制度改善の恩恵を得られていない状況。  
 ⇒ 引き続き雇用情勢の改善に伴い中途採用等の増加が見込まれる中、特に企業年金制度がない企業に勤めていた従業員については老後の資産の確保が不十分な可能性が高い。**当該者が受け取る退職一時金については、通常の拠出枠とは別に企業型DC又はiDeCoへの移換を認めてはどうか。**

### 【企業年金のポータビリティの状況(2022年10月1日時点)】

		移換先		
		別の企業に転職する場合		自営業者又は 専業主婦(夫)となる場合
		企業年金制度あり	企業年金制度なし	
移換元	DCに加入	次のいずれかを選択 ① DCに移換 ② DBに移換 ③ iDeCoに移換 ④ 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)
	DBに加入	次のいずれかを選択 ① DCに移換 ② DBに移換 ③ iDeCoに移管 ④ 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)
	企業年金制度なし (退職一時金のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>転職先のDC・DBへの移換不可</b></li> <li>・ <b>企業年金連合会又は退職後に加入するiDeCoへの移換不可</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>企業年金連合会又は退職後に加入するiDeCoへの移換不可</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>企業年金連合会又は退職後に加入するiDeCoへの移換不可</b></li> </ul>

転職前の企業年金制度の有無のみによって、企業型DCやiDeCo等への移換の可否が決定されてしまう

**5. 視点③「制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備」に関する項目**

- 我が国では、2016年改正において、①運用商品について元本確保型の提供義務を廃止するとともに、②指定運用方法の設定を行うこととされた。また、企業型DCの指定運用方法は、企業の労使と運営管理機関が十分に検討のうえで選定することとされた。iDeCoは運営管理機関の判断で選定・提示を行っている。
- 企業型DCでは、選定されている指定運用方法の多く(75.7%)は預金等の元本確保型商品(2021年3月)。iDeCoでは、選定されている指定運用方法の過半数が元本確保型商品(2022年7月)。
- これまでの運用実績(次頁参照)に鑑みると元本確保型商品は積立投資効果が小さく、また、実質的な購買力が低下するなどインフレリスクに弱い。長期的な資産形成に適した指定運用方法(ターゲットデートファンドなど、元本確保型ではない商品)を選定することが有用と考えられる。

⇒ **2019年12月の社会保障審議会 企業年金・個人年金部会における議論の整理において、「指定運用方法の設定などについて、施行後の実態を把握した上で、改めて議論すべきである」とされたことを踏まえ、指定運用方法の活用等についての検証・見直しが重要ではないか。**

【参考】「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」(平成13年8月21日年発第213号通知・別紙) 抜萃  
第4 運用の方法の選定及び提示に関する事項 -2. 法第 23 条の2の指定運用方法に関する事項

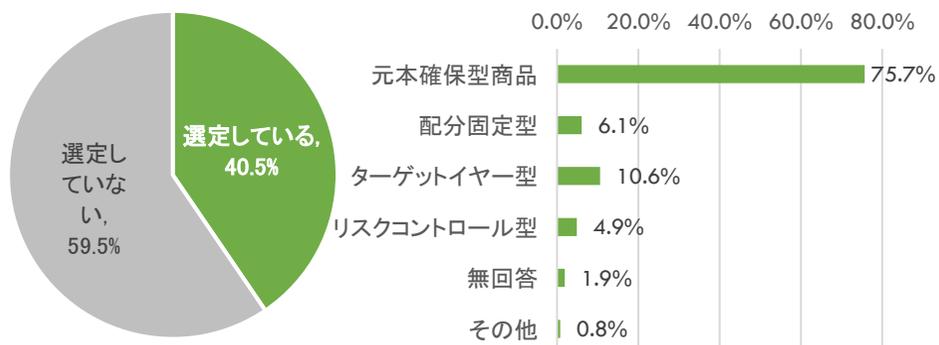
(1) 指定運用方法の基本的な考え方と基準

指定運用方法については、指定運用方法で運用を継続する加入者が一定数存在することが想定されることから、加入者が自ら運用の方法を選択して運用する場合と同様に、確定拠出年金制度の趣旨を踏まえ、高齢期の所得確保に資する運用を目指すものであることが求められる。～(略)～施行規則第 19 条に規定する指定運用方法の基準(要件)～(略)～については、さらに以下に留意すること。

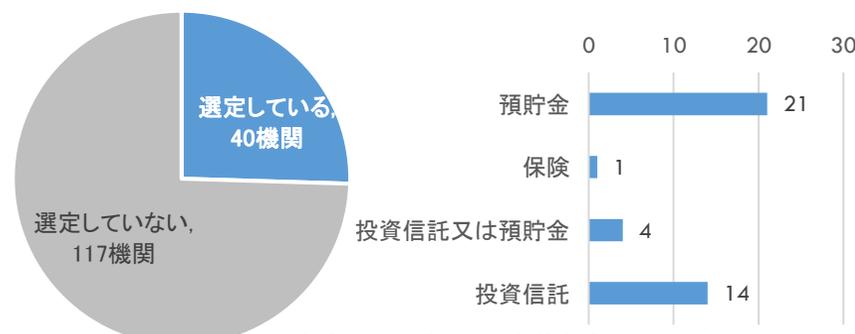
① 「物価、外国為替相場、金利その他経済事情の変動に伴う資産価値の変動による損失の可能性」

インフレリスク(将来の実質的な購買力を確保できない可能性)、為替リスク、金利リスク、信用リスク、価格変動リスク等のことを想定。～(略)～

【企業型DC】指定運用方法の選定状況(2021年3月)

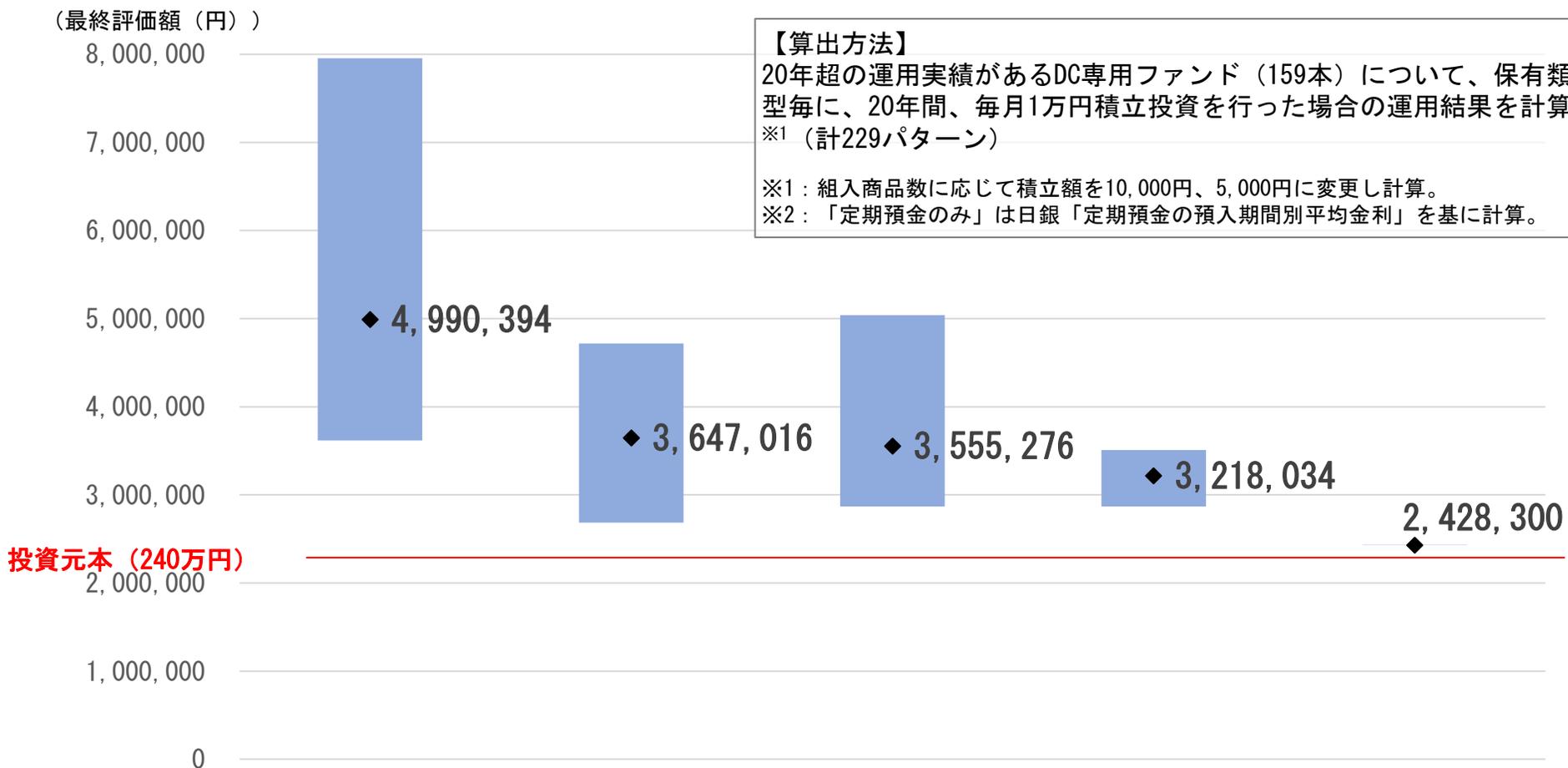


【iDeCo】運営管理機関における指定運用方法の選定状況(2022年7月)



(参考)DC専用ファンドの運用実績(2022年11月)

※ 保有類型毎に20年後の評価額の最大値と最小値の幅を表示。◆は平均値。



投資元本(240万円)

保有類型	株式型ファンドのみ	バランス型ファンドのみ	株式型ファンド+ 最低リターン債券型ファンド	債券型ファンド+ 最低リターン株式型ファンド	定期預金のみ
パターン数	69	53	69	37	1

## 5-1. 指定運用方法の実績にもとづく検証と見直し

(参考)長期・積立・分散投資の効果(日経平均株価・TOPIX)

- 日経平均株価、TOPIXは未だにバブルのピーク時(1989年12月末時点)の水準まで回復していない。そのため、ピーク時にこれらの指数に一括投資を行った投資家は未だ含み損の状態。
- しかし、毎月一定額を買い付ける積立投資の場合は含み益となっており、預金での運用より有利となっている。

**⇒「バブル崩壊後のデフレ経済下においては、預金による資産形成が有利であった」という理解は誤り。**

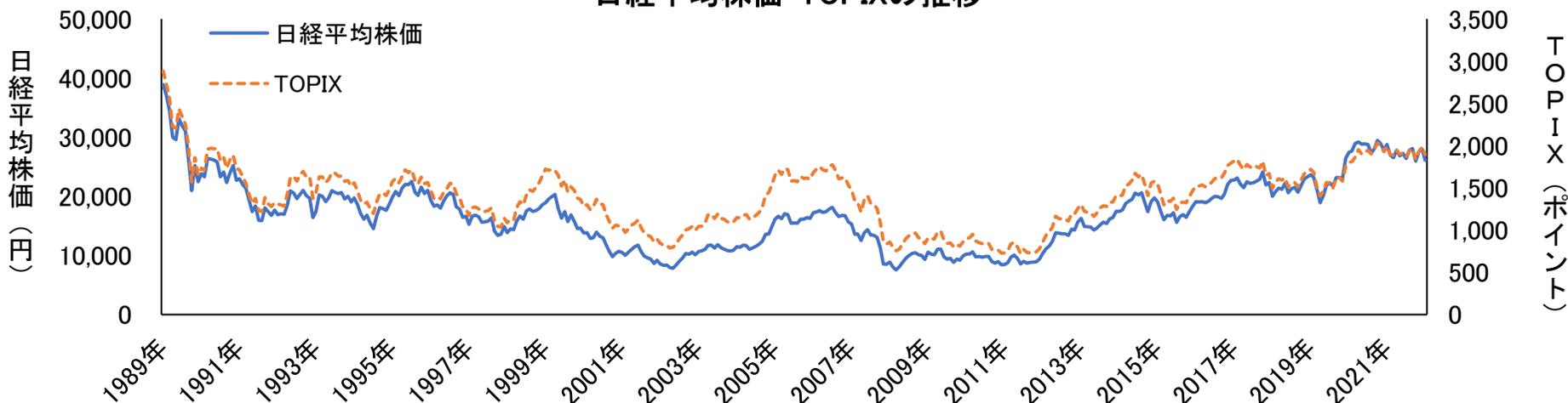
1989年12月～2022年12月の投資パフォーマンス	日経平均株価		TOPIX		銀行預金
	1万円/月の積立投資	同額を一括投資	1万円/月の積立投資	同額を一括投資	1万円/月を預け入れ
総積立金額(元本金額)	397万円				
2022年12月末時点の時価評価額	684万円 (+72.3%)	266万円 (▲32.9%)	579万円 (+45.8%)	261万円 (▲34.3%)	415万円 (+4.5%)

銀行預金預入れの**1.6倍**

銀行預金預入れの**1.4倍**

(注)銀行預金は、年末時点の残高に当時の定期金利回りを適用して計算(複利)。

日経平均株価・TOPIXの推移



- 米国では、年金保護法(2006年)により、従業員の「自動加入」及び「拠出額の自動引上げ」導入による“選択できない”加入者の受け皿を整備するとともに、労働省規則(2007年)により、分散投資効果が期待でき長期的なリスク・リターンに適した「適格デフォルト商品(QDIA)」の要件が明記された。
- 当時、デフォルト商品としてターゲットデートファンド等を設定した場合に事業主が元本割れの責任を問われる問題があったことから、労働省規則では、一定要件を満たした「適格デフォルト商品(QDIA)」を選択した事業主は、加入者が損失を被った場合においても免責される措置(セーフハーバー)が盛り込まれた。

⇒ 我が国においても、事業主が元本確保型以外の商品を指定運用方法として選定した場合における、事業主のセーフハーバーの一層の明確化を図ってはどうか。

◆ 労働省による「適格デフォルト商品(QDIA)」要件定義

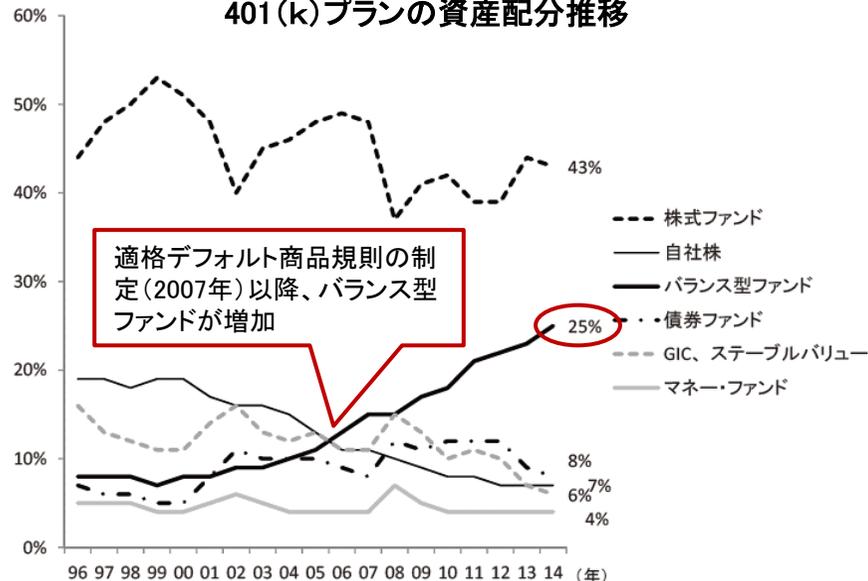
商品タイプ	商品例
①加入者の年齢及び退職日を考慮した投資商品の組み合わせ	・ターゲットデートファンド ・ライフサイクルファンド
②加入者の年齢及び退職日を考慮して既存の資産配分を管理する商品	・(専門的)マネージドアカウント
③従業員の平均的な特徴を考慮した商品の組み合わせ	・バランス型ファンド
④元本維持商品 (A cash preservation product)	・ステーブルバリューファンド

(注) 加入当初の120日限定

アメリカ労働省が元本確保型商品を制限した理由

- ・長期的な観点からすればリターンが低い
- ・元本確保型商品から他商品選定のトレンドを阻害したくない
- ・元本確保型商品に政府のお墨付きを与えたくない

401(k)プランの資産配分推移



(注) 1. ターゲット・デート・ファンドはバランス型ファンドに含まれる。

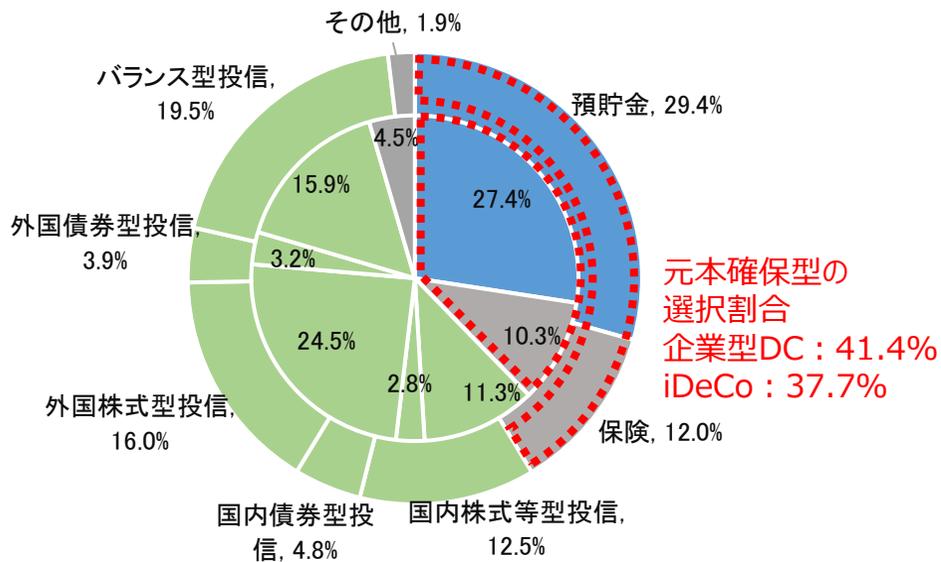
2. GIC=元本・利回り保証契約型の保険商品。

(出所) ICIより野村資本市場研究所作成

- DCの商品選択では、元本確保型商品の選択割合が企業型DCで41.4%、iDeCoで37.7%であり、米国401(k)プランと比較しても大幅に高い。
- そのため、DC加入者において経済成長の果実の取り込みが不十分となるおそれ。

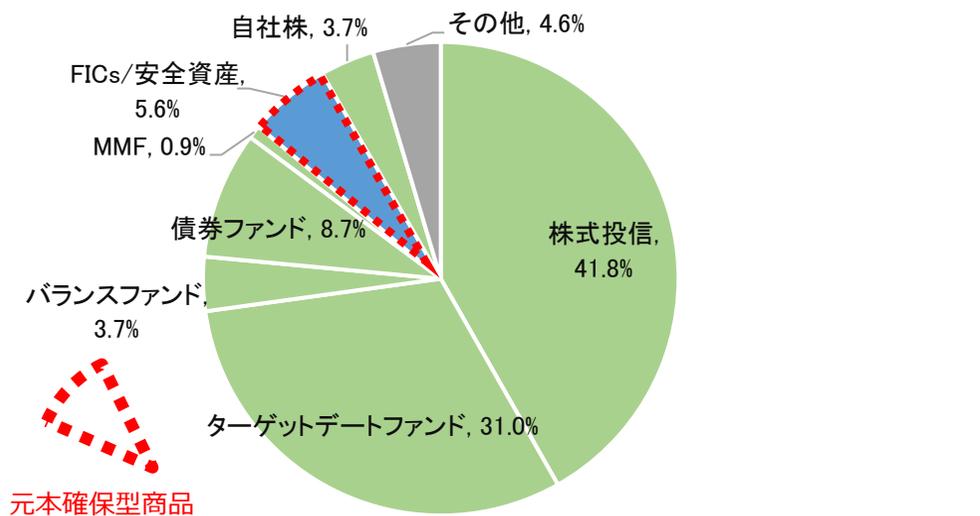
**⇒ 指定運用方法として、長期的な資産形成に適した仕組み(「長期・積立・分散」)の活用が重要**

我が国における企業型DC(外円)/iDeCo(内円)の運用(2022年3月)



(出所) 運営管理機関連絡協議会統計資料

米国 401(k)プラン加入者の資産配分 (2020年末)



(出所)ICI,"RESEARCH PERSPECTIVE"

\*ICI公表のデータでは合計しても100%とならなかったため、「その他」に差額を入れて調整している

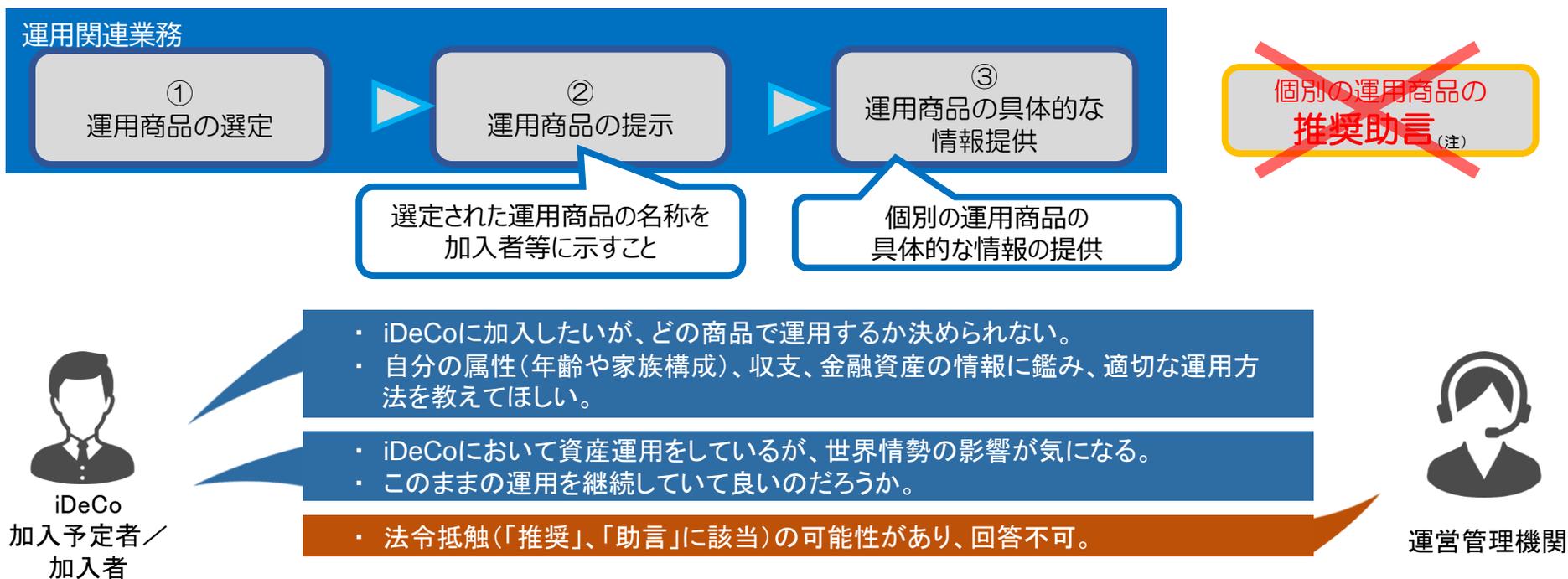
【参考】「資産運用業高度化プログレスレポート 2023」(2023年4月金融庁) 抜萃

「3-3 指定運用方法の導入と加入者の継続教育」

加入者があらかじめ運用方法を指定しない場合に自動で選択される「指定運用方法」については、特定の運営管理機関において、企業が元本確保型商品を設定している割合が高い。一方、米国においては、2007年の労働省規則で、401(k)プラン加入者の運用指図がなかった場合の「デフォルト・オプション」を、ターゲット・デート・ファンド、バランスファンド、投資顧問による運用商品の3種類に限定しており、MMFや保険会社の元本確保型商品については、「加入者が退職時に十分な資産を形成できないおそれがある」として、除外している。運用商品の選択を、加入者の金融リテラシーや企業の継続教育のみに委ねることには限界があるとの指摘もある。わが国においても、2018年に指定運用方法の制度が任意で導入されたものの、企業による指定運用方法が未設定であることによる運用未指図状態が継続し、2022年3月末時点で加入者全体の0.7%、約179億円のDCの資金が現金保有となっている。今後の物価上昇のリスクも考慮し、全ての加入者が資産形成に向けて企業型DCの制度を有効活用できるよう、企業による指定運用方法の設定を義務化し、企業が加入者の資産形成に資する指定運用方法の設定を検討することが望ましい。

- 金融事業者は、「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づき、顧客の意向、ライフプランを踏まえた金融商品・サービスの提案を行うことが求められている。
- 運営管理機関は、加入者等に対し、忠実義務(法令を遵守し、専ら加入者等の利益のみを考え、加入者等の利益が最大となるよう運営管理業務を行う義務)を負っている。
- 他方、運営管理機関は、DC運用商品の提示と情報提供を行うことは可能であるが、個別の運用商品について具体的なアドバイス(推奨助言<sup>(注)</sup>)を行うことが禁止されている。

**⇒加入者等の意向やライフプランを踏まえた資産形成を具体的にサポートするため、運営管理機関が加入者等に対して個別の投資アドバイスを行えるよう、検討を進めていくことも考えられるのではないか。**



(注)「確定拠出年金制度について」(平成13年8月21日年発第213号)における「推奨」、「助言」を指す。

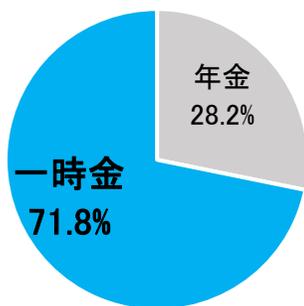
- 老齢給付金の受給方法については、「年金」として受け取った場合には雑所得（公的年金等控除の対象）となり、「一時金」として受け取った場合には退職所得（退職所得控除の対象）となることから、税負担軽減のため、企業型DC、iDeCoとも、老齢給付金を「年金」よりも「一時金」として受け取る者が多い。
- 「一時金」として受け取った老齢給付金について、老後資産の有効活用の観点からは、現預金として保有するのではなく、資産運用を継続しながら取り崩すことで、資産寿命を長期化することにつながる。

⇒ 資産の取崩しと運用の継続の重要性が認識されるよう、受け取った老齢給付金を運用し、又は「年金」として受け取りながら資産運用を継続することの重要性が理解されるような投資教育を検討してはどうか。

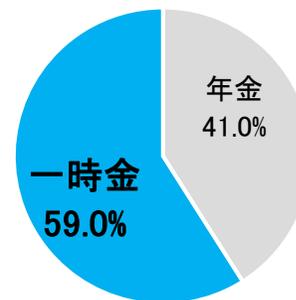
⇒ 個人別管理資産を有価証券のまま受給することを認め、資産運用を継続しながら取り崩せるようにしてはどうか。

老齢給付金の受給方法ごとの件数(2022年3月)

企業型DC



iDeCo



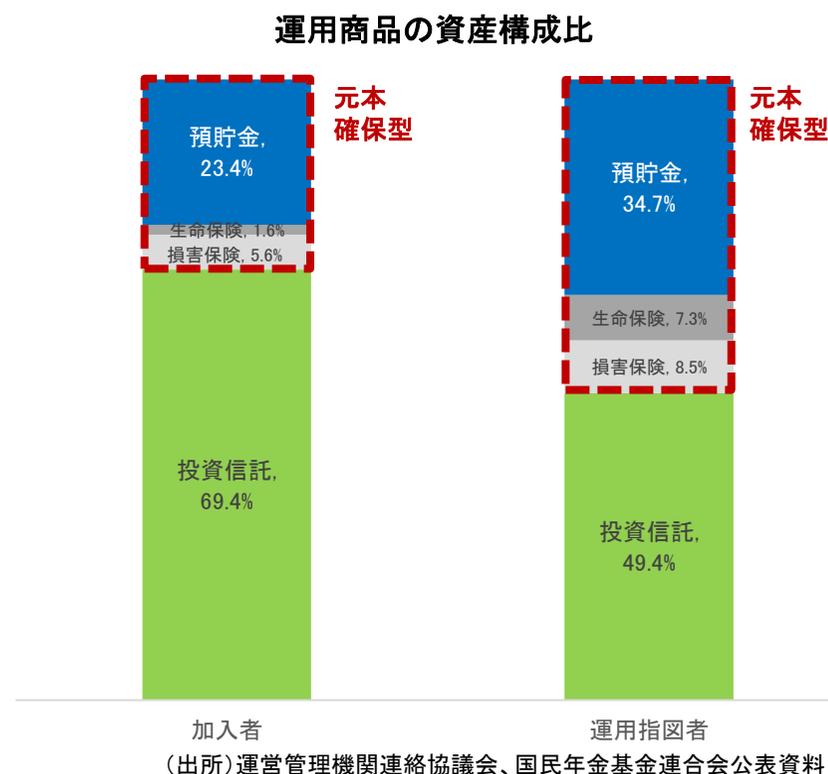
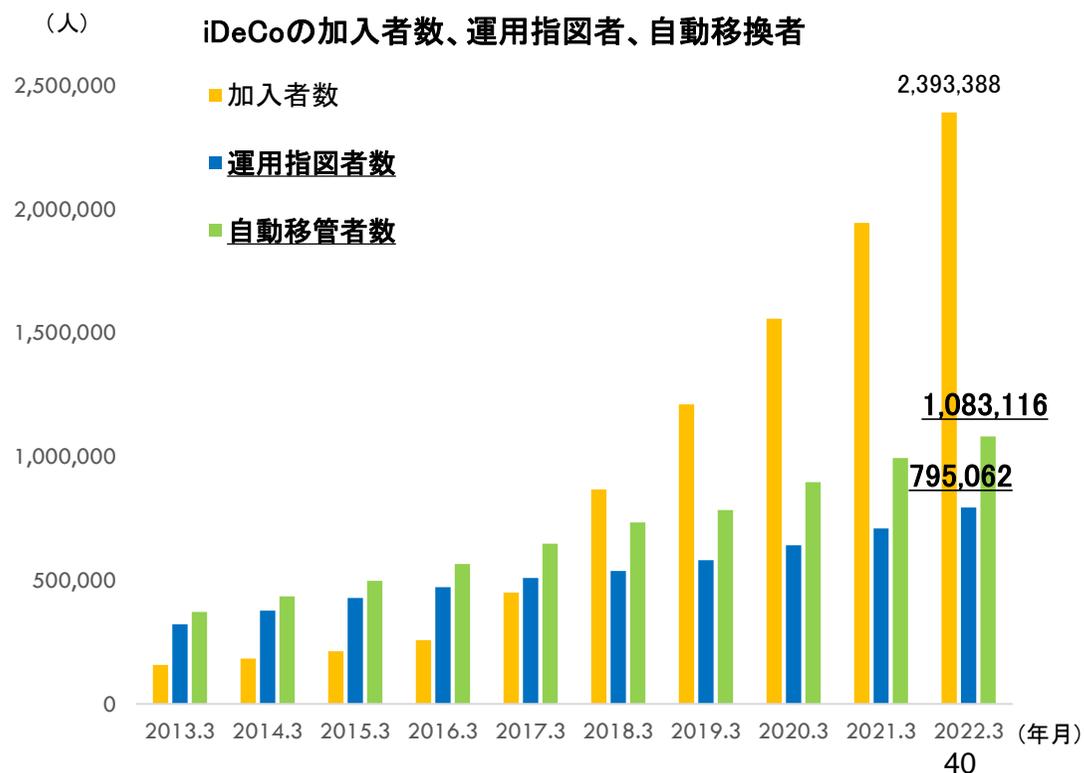
(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2022年3月末)」

## iDeCo 5-4. 運用指図者や自動移換者への投資アドバイス、教育の方策等を検討すること

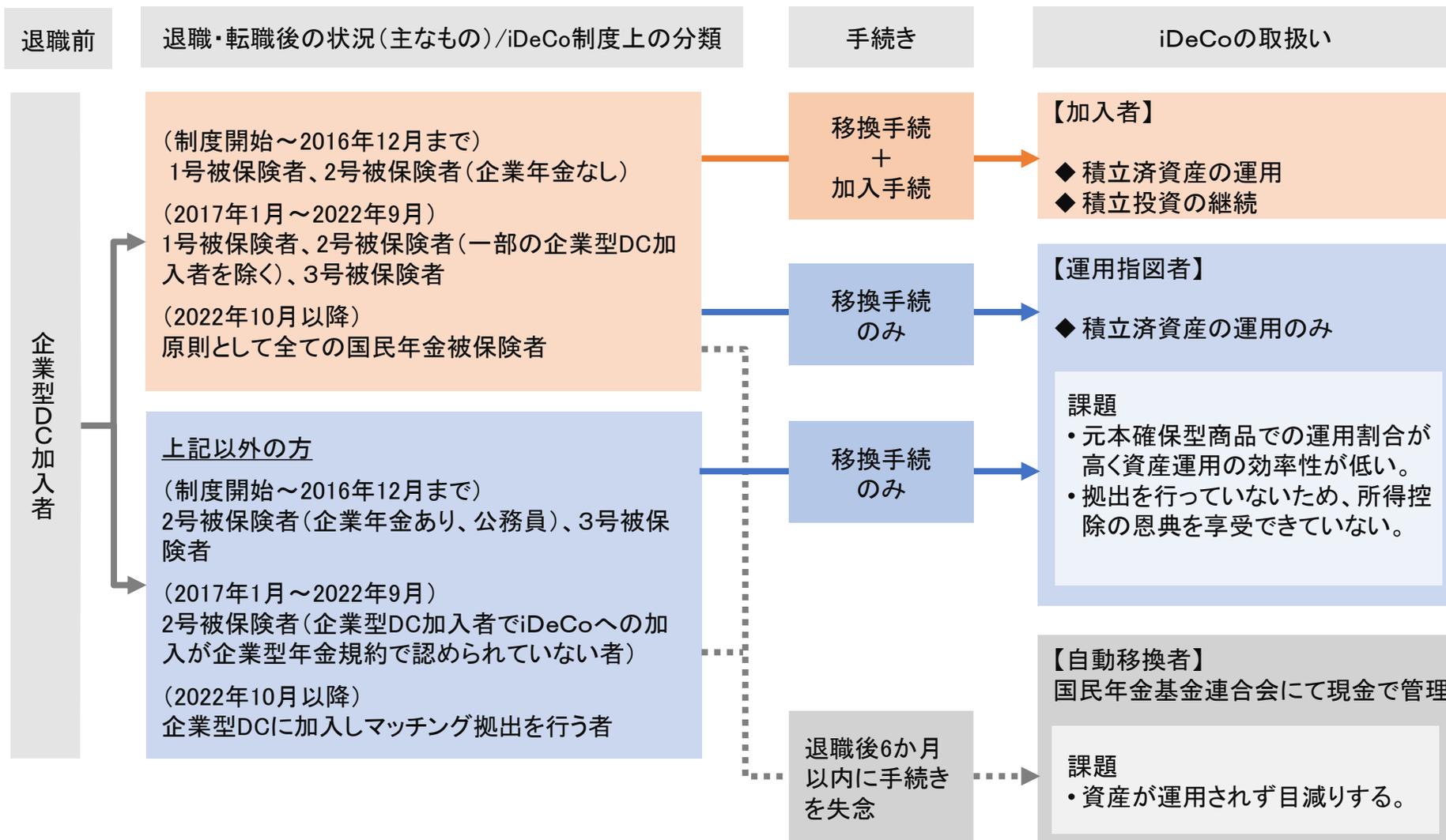
- iDeCoの運用指図者(79万人)、自動移換者(108万人)の人数が増加傾向である。
- また、運用指図者は、その運用商品の資産構成に占める元本確保型商品の割合が高く、加入者と比較しても資産運用の効率性が低い。
- 自動移換者は、資産が現金で管理され、運用されないため、個人別管理資産が目減りするといった問題がある。

**⇒運用指図者に対する投資アドバイス・制度周知や、自動移換者に対する制度周知(投資教育)の方策を検討してはどうか。**

**⇒また、自動移換者を増やさないような措置、例えば、企業型DCの加入者が転職・退職時等に移換手続等を行わなかった場合は自動的にiDeCoに移換するような仕組みを導入してはどうか。**



(参考)運用指図者・自動移換者について



(日本証券業協会にて作成)

**【参考資料】**  
**私的年金（確定拠出年金制度）と**  
**資産形成支援制度について**

# 私的年金(確定拠出年金制度)と資産形成支援制度の日米英比較

➤ 日本では、米国・英国の私的年金制度を参考にした企業型DC・iDeCoと、英国のISAを参考にしたNISA制度が整備されている。

		米国 		英国 		日本 		税制		
		企業型	個人型	企業型	個人型	企業型	個人型	拠出時	運用時	給付時
私的年金	引出制限あり	401k	IRA	DC NEST	SIPP	DC	iDeCo	E 非課税 (注1)	E 非課税	T 課税 (注2)
年金・住宅			Roth IRA (注3)		ライフタイムISA (注4)	財形貯蓄			T	E
資産形成支援	引出制限なし				ISA イノベーティブ ファイナンスISA		一般NISA つみたてNISA NISA (2024~)	課税 (課税後の 所得からの 拠出)	非課税	非課税
資産移転 次世代への	引出制限あり		529プラン		ジュニアISA		ジュニアNISA			

(注) 1. 所得控除を含む。 2. 日本では退職所得・公的年金等控除が適用される。

3. Roth IRAの元本部分はいつでも非課税で引き出せる。ただし、利益部分は積立から5年以上経過し、かつ、59.5歳以上、死亡、障害、初めての持家取得のいずれかに当てはまる場合のみ非課税で引き出せる。それ以外の場合には利益部分は課税となり、さらに10%のペナルティ課税が行われる。

4. ライフタイムISAは、60歳までの引出制限があるが、初めての持家取得の際には引出可能。



# <米国>私的年金(確定拠出年金制度)と資産形成支援制度の概要

- 米国では1980年前後から、年金制度を中心に、家計の資産形成を支援する制度の整備が進んでおり、**制度の利用者数が非常に多い(401kは国民の3人に1人、IRAは7人に1人が利用)**。**拠出限度額は非常に大きく**、各制度の併用も可能。
- また、401kは、雇用主による従業員の自動加入や、デフォルト商品にリスク性資産の選択もしやすくなっており、株式への直接投資も可能であることから、**制度が投資や資産形成を始めるきっかけとして機能しやすい**と考えられる。

	制度	対象者	利用者数 <人口比>	主な 対象商品	拠出可能 期間	引出年齢 (制限)	拠出限度額(年間) ※529プランは総額	残高※
<b>401k</b>	企業型 確定拠出 年金 (1981年~)	プラン提供企業の 従業員 (雇用主は従業員 の自動加入を選択 しやすい)*	<b>110百万人</b> <b>&lt;33%&gt;</b> (2020年末)	株式、投信、 預金、保険等 (適格デフォルト 商品を一定のリ スク性資産に選 択しやすい)*	21歳以上 かつ1年間 の勤務が ある者~ 退職まで	59.5歳から 引出可能 72歳まで に引出開 始義務	50歳未満: <b>22,500ドル[331万円]</b> (企業拠出+従業員拠出を併せた 限度額: <b>66,000ドル[970万円]</b> ) 50歳以上: <b>30,000ドル[441万円]</b> (企業拠出+従業員拠出を併せた 限度額: <b>73,500ドル[1,080万円]</b> )	<b>6.6兆ドル</b> <b>[965兆円]</b> (2022年末)
<b>IRA</b> Individual Retirement Accounts	個人 退職年金 (1974年~)	所得のある者 (所得制限なし)	<b>50.7百万人</b> <b>&lt;15%&gt;</b> (2020年末)	株式、投信、 預金、保険等	制限なし	59.5歳から 引出可能 72歳まで に引出開 始義務	50歳未満: <b>6,500ドル[63万円]</b> 50歳以上: <b>7,500ドル[74万円]</b>	<b>9.7兆ドル</b> <b>[1,431兆円]</b> (2022年末)
<b>Roth IRA</b>	個人 退職年金 (1997年~)	所得のある者 (所得制限あり)	<b>23.6百万人</b> <b>&lt;7%&gt;</b> (2020年末)	株式、投信、 預金、保険等	制限なし	59.5歳から 引出可能		<b>1.1兆ドル</b> <b>[165兆円]</b> (2022年末)
<b>529 プラン</b>	高等教育 資金貯蓄 (1997年~)	誰でも可能 (親・祖父母が中心) (所得制限なし)	<b>16百万口座</b> <b>&lt;4%&gt;</b> (2022年末)	株式、投信、 預金、保険等	制限なし	高等教育 費等に限 る	<b>235,000ドル~550,000ドル</b> <b>[3,455万円~8,085万円]</b> (州により異なる)	<b>4,113億ドル</b> <b>[60.5兆円]</b> (2022年末)

\* 401kでは、自動加入やデフォルト商品の選択について、一定の要件を満たす場合には雇用主の受託者責任を問わない「セーフハーバー」が導入されている。

(注)各制度は併用可能。IRAの残高はTraditional IRAの残高。1ドル=147円(2022年末)で換算。(出所)各種資料より日証協作成

# 英国 <英国> 私的年金(確定拠出年金制度)と資産形成支援制度の概要

英国では、年金以外の資産形成支援制度としてISAが導入されている。**ISAは国民の約半数(45%)が利用しており、恒久的で充実した制度**となっている。

	制度※	対象者	利用者数 <人口比>	主な 対象商品	拠出可能 期間	引出年齢 (制限)	拠出限度額(年間)※	残高※
DC	企業型 確定拠出 年金 (1986年~)	プラン提供企業の 従業員	1,380万人 <23%> (2022年推計)	投信	75歳未満	55歳から 引出可能	60,000ポンド[997万円]  <生涯拠出限度額> 1,073,100ポンド[1.8億円] (私的年金全体で)	5,450億ポンド [72.7兆円] (2022年末)
NEST <small>National Employment Savings Trust</small>	国家雇用 貯蓄信託 (2012年~)	職域年金制度のない 中小企業等に属する 16歳以上の者	1,083万人 <18%> (2022年末)	投信	16歳以上 75歳未満	55歳から 引出可能		244億ポンド [3.7兆円] (2022.3末)
SIPP <small>Self Invested Personal Pension</small>	自己投資型 個人年金 (1990年~)	所得のある者	—	株式、投信、 預金、保険等	75歳未満	55歳から 引出可能		7,900億ポンド [131.2兆円] (2021.12末)
ISA	個人 貯蓄口座 (1999年~)	18歳以上 (預金型は16歳以上)	2,716万人 <45%> (2020課税年度)	株式、投信、 預金、保険等	18歳~終身	なし	20,000ポンド [332万円] (ISA制度全体で)  ※ライフタイムISAのみ、 さらに年間4,000ポンド(約66万円) の上限あり	預金型: 2,875億ポンド [42.0兆円] 株式型: 3,987億ポンド [58.2兆円] (2021.4.5)
ライフタイム ISA	個人 貯蓄口座 (2017年~)	18歳以上 40歳未満 (口座開設可能期間)	—	株式、投信、 預金、保険等	18歳以上 50歳未満	初めての 住宅購入時 または 60歳から 引出可能		7億ポンド [1,022億円] (2021.4.5)
インベティブ ファイナンス ISA	個人 貯蓄口座 (2016年~)	18歳以上	—	P2Pローン	18歳~終身	なし		7億ポンド [1,022億円] (2021.4.5)
ジュニア ISA	未成年者 貯蓄口座 (2011年~)	18歳未満	94万人 <1.7%> (2020課税年度)	株式、投信、 預金、保険等	0歳以上 17歳未満	18歳から 引出可能	9,000ポンド[149万円]	71億ポンド [1.0兆円] (2021.4.5)

(注) 1. DCについては社会保障法によって適用除外が導入された年。 2. 拠出限度額は、2023課税年度の値、1ポンド=166.1円(2023年4月時点)で換算。 3. SIPPの残高は個人年金を含む。

4. 年金は1ポンド=166.1円(2022年12月時点)、iISAは1ポンド=146円(2021年4月)で換算。

(出所) 各種資料より日証協作成



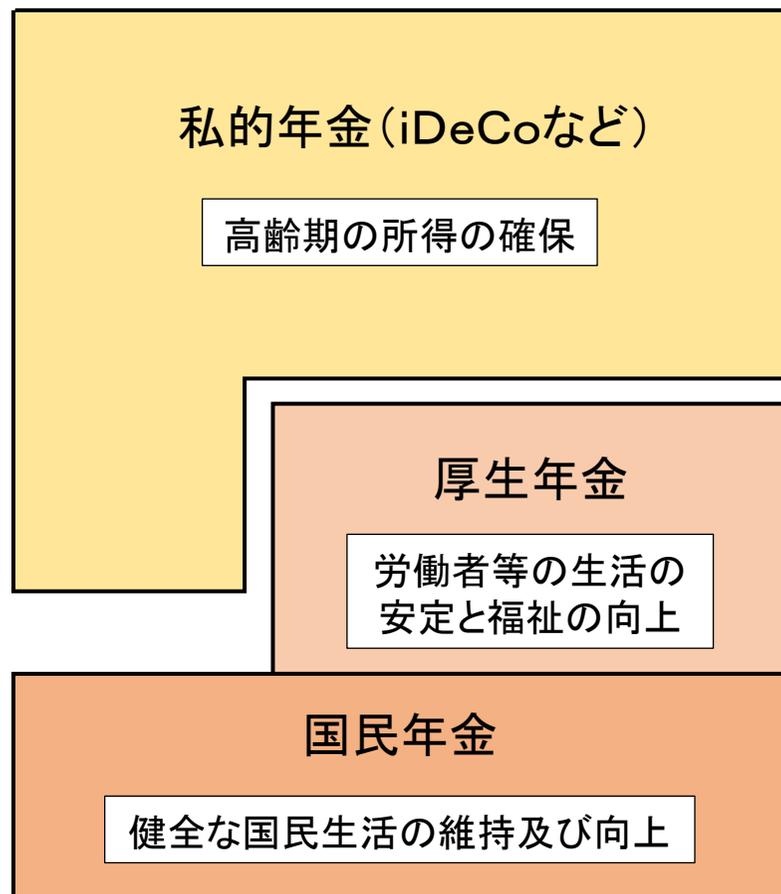
# <日本>私的年金(確定拠出年金制度)と資産形成支援制度の概要

	制度	対象者	利用者数 <人口比>	対象商品	拠出可能 期間	引出年齢 (制限)	拠出限度額 (年間)	残高※
<b>DC</b>	企業型 確定拠出 年金 (2001年~)	プラン提供企業 の従業員	<b>782万人</b> <6%> (2022.3末)	預貯金、投資信 託、保険商品 など	15歳以上 70歳未満 ※厚生年金の被保険 者である期間	60歳から 引出可能	<b>66万円</b> (他に企業年金なし) <b>33万円</b> (他に企業年金あり)	<b>17.8兆円</b> (2022.3末)
<b>iDeCo</b>	個人型 確定拠出 年金 (2001年~)	自営業者、公務 員、専業主婦/主 夫、会社員(企業 型DC加入者の一 部を除く)	<b>239万人</b> <2%> (2022.3末)	預貯金、投資信 託、保険商品 など	20歳以上 65歳未満	60歳から 引出可能	自営業: <b>81.6万円</b> 会社員等: <b>14.4万円、24万円、27.6 万円</b> 専業主婦/主夫: <b>27.6万円</b>	<b>3.7兆円</b> (2022.3末)
<b>一般 NISA</b>	少額投資 非課税 (2014年~)	18歳以上	<b>1,079万人</b> <9%> (2022.12末)	上場株式、 公募株式投信 など	18歳~終身	なし	<b>120万円</b> (最大で600万円)	<b>10.1兆円</b> (2021.12末)
<b>統合 NISA (2024~)</b>	少額投資 非課税 (2024年~)	18歳以上		上場株式、 公募株式投信 など (一定の制限あり)	18歳~終身	なし	<b>成長投資枠240万円</b> <b>つみたて投資枠120万 円</b> (最大で1,800万円)	
<b>統合 つみたて NISA</b>	少額 積立投資 非課税 (2018年~)	18歳以上	<b>725万人</b> <6%> (2022.12末)	長期・積立・ 分散投資に 適した一定の 投資信託	18歳~終身	なし	<b>40万円</b> (最大で800万円)	<b>1.7兆円</b> (2021.12末)
<b>ジュニア NISA</b>	未成年者 少額投資 非課税 (2016年~)	18歳未満	<b>97万人</b> <0.8%> (2022.12末)	上場株式、 公募株式投信 など	0歳以上 18歳未満	18歳(高校3年生 の1月)から引出 可能	<b>80万円</b> (最大で400万円)	<b>4,700億円</b> (2021.12末)

# 私的年金制度とNISA制度の比較(イメージ)

## 年金制度

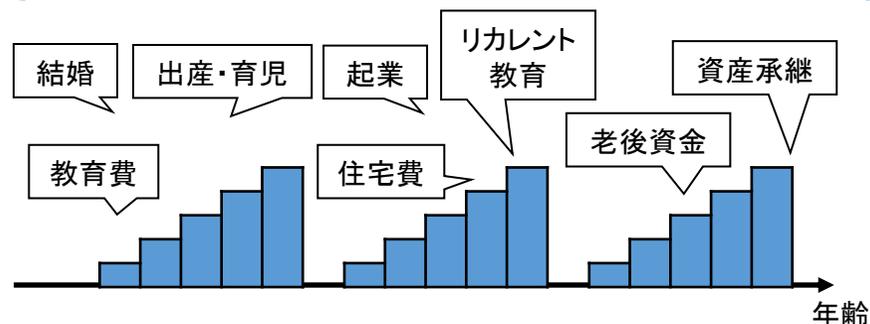
〔 老齢、障害又は死亡給付 〕



年齢による払出制限あり

## 資産形成支援制度(NISA)

教育、住宅、老後といった、これまでの三大支出だけでなく、起業資金、リカレント教育等の多様な資金使途に対応



### ◆ 中長期的な資産形成の支援

個人金融資産の過半が現預金  
⇒リスク・リターンの改善による  
資産と可処分所得の拡大

### ◆ 成長資金の供給拡大

人口減少時代の我が国経済の  
持続可能性(サステナビリティ)の確保

年齢や使途による払出制限なし

2024年以降の新しいNISAにおいては  
非課税保有限度額の範囲内で出し入れ可能

# DCとNISAについて

---

DCとNISAはどちらも長期・積立・分散投資によって、高齢期の所得の確保や柔軟な資産形成を支援する制度である一方、それぞれ以下の特徴がある。

## <DC>

- DCは高齢期の所得の確保を目的としており、確定給付の公的年金制度の補完的な位置付けとされていることから、一定年齢まで引出が制限されている。
- 所得税の計算では、①拠出時に拠出額が所得控除され、②運用時も運用益非課税、③給付時には課税（＝「EET」）とされているが、我が国では退職所得・公的年金等控除が適用されることに留意が必要。

## <NISA>

- NISAは、家計の安定的な資産形成と成長資金の供給を目的としており、引出制限がなく、国民一人ひとりのライフプランの中で、教育、住宅、老後、起業資金、リカレント教育等の多様な資金使途に対応することができる柔軟な制度である。
- 所得税の計算では、①拠出時は課税後所得からの拠出である（優遇なし）、②運用時は運用益非課税、③給付時は非課税である（＝「TEE」）。



**DCとNISAは、制度目的や所得税の課税方法が異なる別制度であるため、両方の発展が重要**